

2021（令和3）年度授与〔博士（神学）乙第10号〕

長谷川 忠幸「モーセが仰ぎ見る神のテムナーとは何か：民数記1－36章における構造分析」

乙第10号の学位を授与された者による博士論文「モーセが仰ぎ見る神のテムナーとは何か：民数記1－36章における構造分析」の公表については、以下のとおり、標題・目次および2つの要約公表を以て行うものとする。

- ・博士論文 標題

- ・博士論文 目次

- ・博士論文 要約1

博士論文第2章 2.1.「解釈史から見る民数記の解釈方法の問題点」、2.2.「民数記1-10章」、2.3.2.「民数記11-20章の分析」の要約

- ・博士論文 要約2

2.1.「解釈史から見る民数記の解釈方法の問題点」、2.3.「民数記11-25章」、2.5.「モーセの仰ぎ見る תְּמוּנָה とは何か」の要約

『モーセの仰ぎ見るテムナーとは何か
－民数記 1-36 章における構造分析－』

長谷川 忠幸

目 次

略語表

1. 緒言	1
1.1 関心事 תְּמוּנָה について	1
1.2 研究方法	2
2. 本論	5
2.1 解釈史から見る民数記の解釈方法の問題点	5
2.2 民数記 1-10 章	21
A. 民数記 1-10 章の考察	21
1) ユニットの範囲の決定	21
2) 民数記 1-10 章の構造の枠組み	27
a. 民数記 1 章の人口調査と出エジプト記との関係性	27
b. レビ人の役割	34
B. 民数記 1-10 章の中心部分に関する考察	54
1) 5 章 1-10 節の法の配置について	54
2) 嫉妬の律法 (5 章 11-31 節)	63
3) ナジル人の律法 (6 章 1-21 節)	76
4) 祭司の祝福 (6 章 22-27 節)	86
C. 民数記 1-10 章の構造	98
1) 月遅れの過越祭 (民数記 9 章 1-14 節)	98
2) 民数記 1-10 章の構造から見る神学的主題	101
2.3 民数記 11-25 章	105
2.3.1 民数記 11-25 章の物語部分における資料の問題	105
A. 民数記 11-25 章における資料批判の混乱の原因	105
B. 民数記 11-25 章の資料分析に対する文学的構成の可能性について	108

1) Van Seters による文学的考察の提案	108
2) 民数記 16-17 章、20 章、21-25 章における文学的考察の必要性	116
2.3.2 民数記 11-20 章の分析	121
A. 構造分析の範囲	121
B. 区分 A(民数記 11-20 章)の分析	125
1) 民数記 11-12 章	125
a. Jobling の提案	125
b. Milgrom の提案	133
c. 民数記 11-12 章の文学的構造に関する考察	146
C. 区分 A の構造	157
1) 物語部分の構造	157
2) 掟の部分の文学的機能(民数記 15 章、18-19 章)	163
3) 区分 A の文学的構造に関する結論	180
2.3.3 民数記 20 章 14-21 節、21-25 章	200
A. 構造分析の範囲の決定	200
B. 区分 B(民数記 20 章 14-21 節、21-25 章の構造分析)	201
1) 申命記におけるヨルダン川東岸の 5 つの国との遭遇の伝承の構成の特徴	201
2) 民数記におけるヨルダン川東岸の 5 つの国との遭遇の伝承の構成の特徴	204
3) 民数記におけるヨルダン川東岸の 5 つの国との遭遇の伝承と詩文との関係性	209
a) 民数記 21 章 14b-15 節と 17b-18 節 a の詩文と散文との関係性	209
b) 民数記 21 章 27-30 節の詩文と散文との関係性	214
C. バラム・バラク物語とバラムの託宣との関係性	217
1) 23-24 章における散文と詩文との関係性	217
2) 民数記 22 章 22-25 節のバラムと雌ロバの物語について	223
3) バラムの託宣 I - IV の構造	229
D. 民数記 25 章: バアル・ペオルにおける反抗の物語の文学的役割	237
E. 区分 A、区分 B の文学的構造	245
2.4 民数記 26-36 章	249

A. 民数記 26-36 章の文学的枠組み	249
1) Olson、Milgrom による構造分析とその問題点	249
2) M.Douglas の構造分析とその問題点	257
3) 既存のモーセ五書神学に依存しない民数記 26-36 章の構造の提案	265
B. 民数記 26-36 章の中心部分 (27 章 12 節 -33 章 49 節) の構造	275
1) 献げ物に関する法 (28-29 章)	277
2) エジプトからモアブの平野までの旅程 (33 章 1-49 節)	282
3) 女性の誓願に関する法 (30 章)	288
4) ヨルダン川東岸に定住を望む部族たちとモーセとの交渉 (32 章)	292
5) 27 章 12 節 -33 章 49 節の構造とミディアン人との戦い (31 章)	302
2. 5 モーセの見るヤハウエの תמונה とは何か。	308
A. 民数記 21 章 4-9 節の青銅の蛇と列王記下 18 章 4 節のネホシュタンについて	315
B. 民数記 21 章 4-9 節と 11-12 章との文学的対応関係について	319
3. 結語	323
参考文献	332

モーセの仰ぎ見るテムナーとは何か¹

—民数記 1-20 章における構造分析—

長谷川 忠幸

1. 緒言

▶関心事 תְּמוּנָה について

民数記 12 章 8 節には「主の姿 (תְּמוּנָה) を彼 (モーセ) は仰ぎ見る」とある。これは、神の姿、形に関する旧約聖書の伝統的立場と矛盾する。

したがって、この論文の主要な関心事は、民数記 12 章 8 節において、モーセが神の תְּמוּנָה を見ると表現する詩文の意図について考察することである。

▶研究方法

長い間、学者たちは、民数記が神学的主題を持たない書であると考えてきた。しかし、20 世紀の終わり頃の研究者たちは、民数記が単なる資料の集積体ではなく、文学的構造を持つ書であり、神学的主張を有している書であると主張する。このような主張に従えば、この論文で扱う民数記 12 章 6-8 節の詩文という資料も、民数記の持つ神学的主題に基づいて、その前後にある散文や、様々な掟などの資料と文学的に結び合わされていることになる。

そこで、民数記 12 章 6-8 節を考察するにあたって、民数記の全体構造の証明から行っていく。そして、民数記の全体構造から導き出される神学的主題と、民数記 12 章 6-8 節の詩文の文学的意図とに矛盾がないかどうかについて見ていく。

そして、この論文では、民数記の神学的主題を探求するために、まず、民数記 1-20 章の構造分析を行う。このように区分する理由については本論の中で説明していく。

1 本論文は博士学位論文の一部を公表することを目的とするものである（「モーセが仰ぎ見る神のテムナーとは何か：民数記 1 - 36 章における構造分析」2021 年 6 月 29 日、東京神学大学博士〔神学、乙第 10 号〕学位授与、主査：小友聡 東京神学大学教授、副査：大島力 青山学院大学教授、副査：田中光 東京神学大学常勤講師）。本論文は博士学位論文の第 2 章「解釈史から見る民数記の解釈方法の問題点」、「民数記 1-10 章」、「民数記 11-20 章の分析」にあたる内容であり、ここに掲載するために内容を要約したり書き改めたりしたところがある。

2. 本論

▶民数記 1-10 章の分析

民数記 1-10 章は、人口調査やレビ人の務めについて、またいくつかの法が収録されている。幾人かの学者が、10 章 29-36 節から民数記の新しい展開部であるとして、1-10 章 28 節を一つの区分と考えるのだが、10 章 33-36 節の詩文の言葉遣いは、9 章 15 節から 10 章 28 節までの文脈にある言葉遣いを受けている可能性が高い(図 1)。そのことを鑑みると、民数記の最初の区分は 1 章から 10 章 36 節までと考えるべきだろう。

図 1

9 章 15-10 章 28 節	雲(עֶנָן)による導きと、ラッパの合図による各部族の出発(נָסַע) イスラエルの部隊(אֶלֶּפֶי יִשְׂרָאֵל)(10 章 4 節)
10 章 29-32 節	モーセの義父ホバブの同伴 「わたしたちは…旅立ちます(נָסַע)」
10 章 34-36 節	契約の箱 雲(עֶנָן) 箱(אָרוֹן בְּרִית־יְהוָה)が、イスラエルの前を進む(נָסַע) 雲(עֶנָן יְהוָה) ¹⁶ が出発(נָסַע)を知らせる 「主よ、立ち上がってください。あなたの敵は散らされ／あなたを憎む者は御前から逃げ去りますように。」 「主よ、帰って来てください／イスラエルの幾千幾万(אֶלֶּפֶי יִשְׂרָאֵל רַבְּבוֹת)の民のもとに。」

民数記 1-10 章において、「1000 אֶלֶף」という単語が繰り返されている。この אֶלֶף という単語を始め、レビ人の務めに関する指示の中で繰り返される特徴的な言葉に注目する時、1-4 章と 7-10 章が、法とアロンの祝福を含む 5-6 章を囲い込むような構造が見えてくる。(図 2)

そして、この構造は、イスラエルの宿営の配置と見事に対応している。1-2 章と 9 章 15 節-10 章 36 節は、宿営の一番外側の 12 部族に関する指示であり、3-4 章と 7-8 章は、幕屋と 12 部族の間に配置されるレビ人に関する指示である。つまり、民数記 1-10 章は、幕屋を中心とした聖なる境界線の順番に対応するように構成されているのである。

この構造の中央に位置する 5-6 章には、幾つかの法とアロンの祝福の詩文が含まれている。私は、5-6 章の法や詩文の言葉遣いや構造、民数記の文脈との関連性などに注目した。すると、5-6 章のテキストが、民数記 11-20 章の物語の間に挿入されている法や、清浄に関する物語の順序の通り配置されているように見えるのである。つまり、民数記 5-6 章は 11-20 章の物語を読むうえでの目次、もしくはガイドラインのような機能を有していると考えられる。

図 2

1章1-46節	12部族の人口登録 「登録された者の総計は六十万三千五百五十人であった」(46節) イスラエルの部隊(בְּנֵי-מִלְחָמָה) (16節)
1章49-53節	1-4章を結び付ける文学的銜
2章	各部族の配置と出発(צֵאת)の順番
3章	レビ人の任務 アロンの前に立たせる אֲהֲרֹן וְנָתַן לְפָנָיו אֶת-בְּנֵי-לֵוִי (6節) すべての初子 בְּכֹרֵת בְּנֵי-לֵוִי (12節)
14-51節	生後一か月以上のレビ人の人口登録 ゲルシオン→ケハト→メラリ
4章1-20節	レビ人の奉仕の内容 ケハト→ゲルシオン→メラリ 聖所の聖性のレベルの順番 ▶ 掟の箱 (5節) *旧約中、全5回(民数記以外は出25:22、30:6、39:35) ▶ 「一人一人をそれぞれの仕事に אִישׁ אִישׁ עַל-עֲבֹדָתוֹ (11節)
21-49節	五十歳以上五十歳以下のレビ人の人口調査 ケハト→ゲルシオン→メラリ ▶ 「一人一人をそれぞれの仕事 אִישׁ אִישׁ עַל-עֲבֹדָתוֹ (49節)
5-6章	
7章	イスラエルの指導者の献げ物 ▶ 「それぞれの作業 כָּפִי עֲבֹדָתוֹ (5節) ▶ 掟の箱 אֲרוֹן הַבְּרִית (89節)
8章	レビ人の聖別 レビ人の聖別 アロンの前に立たせる אֲהֲרֹן וְנָתַן לְפָנָיו אֶת-בְּנֵי-לֵוִי (13節) すべての初子 בְּכֹרֵת בְּנֵי-לֵוִי (18節)
9章15節-10章28節	雲(עֶבֶד)による導き(9章15-28節)と、ラッパの合図による各部族の出発(צֵאת) イスラエルの部隊(בְּנֵי-מִלְחָמָה) (10章1-28節)
10章29-32節	モーセの義父ホバブの同伴 「私たちと一緒に行きましょう (נֵסֶע) 」
10章34-36節	契約の箱 雲(עֶבֶד) 箱(אֲרוֹן הַבְּרִית)が、イスラエルの前を進む(צֵאת) 雲(עֶבֶד)が出発(צֵאת)を知らせる * עֶבֶד הָיָה, ここに出40章38節のみ 『主よ、立ち上がってください。あなたの敵は散らされ/あなたを憎む者は御前から逃げ去りますように。』 『主よ、帰って来てください/イスラエルの幾千幾万(עַמְּךָ הַרְבֵּה)の民のもとに。』

この枠構造の中心に位置する 5-6 章の内容を要約すると次の通りである。

- 5 章 1-4 節： 宗教的穢れを負った者を、男であれ女であれ(מִזְכָּר עַד-נְקֵבָה) 宿営の外に出す。
 5 章 5-8 節： 男女を問わず(אִישׁ אוֹ-אִשָּׁה)、隣人に対して罪を行った場合、罪の告白と隣人への賠償を行う。
 5 章 9-10 節： 人がそれぞれ(אִישׁ...אִישׁ) 携えて来る聖なる献げ物は祭司のものとなる。
 5 章 11-31 節： 嫉妬の律法(זֹאת תֹּרַת הַקְנָאָה)
 6 章 1-21 節： ナジル人の律法(זֹאת תֹּרַת הַנְזִיר)
 6 章 22-27 節： 祭司による祝福

5 章 1-4 節の宗教的穢れに関する規定は、レビ記 13-15 章に同様の規定があるが、宿営の外に出すことを命じられている対象は、ツァーラアトの穢れを負った者だけである(レビ記 13 章 45-46 節)。漏出のある者、または出血の穢れを負った者は、定められた期間、浄めの儀式を行うことが命じられているが、宿営の外に出ることは義務付けられていない(レビ記 15

章)。² また、5 章 5-8 節の、隣人に対する罪を賠償する規定は、レビ記 5 章 14-26 節にある法と、賠償の額に関する部分においては同じ内容であるが、民数記 5 章 5-8 節は、被害者が死んで、被害者の近親者もない場合、祭司がその罪の贖いのための雄羊と共に、賠償金を受け取るという法を加える。これは、レビ記には見られない法である。³

このように、民数記 5 章 1-10 節は、レビ記のような神への冒瀆に対する教義的なものを予感させる要素がないように思える。何故なら、民数記 5 章の規定には、レビ記のような文学的文脈が見られないからである。また、民数記はレビ記の法にない規定に言及している。つまり、民数記 5 章 1-10 節の掟は、レビ記の規定に似ているが、しかし大きく矛盾する独自の法を収集しているのである。

しかしながら、民数記の文脈を眺めてみると、民数記 5 章 1-10 節は、民数記 11-20 章の間に含まれる法や、清浄に関する物語と文学的関連性を持っており、さらには、それは 11-20 章の文脈的順序の通り配置されている。図にすると次のようになる(図 3)。

この図を見てわかるように、清浄に関する物語を含む 12 章の物語、そして 15 章、18 章の法は、民数記 5 章 1-10 節の法と、その順序も含めて文学的対応関係にあるように見える。このことは次の仮説を導き出す。即ち、5 章 1-10 節の法は、民数記 11-20 章の文脈を導入するための「目次」としての機能を果たすために、この位置に配置されているという仮説である。

この目次は、11-20 章の法を紹介するだけではない。5 章 1-10 節によって民数記 11-20 章との関連付けがなされることによって、その後続く嫉妬の法(5 章 11-31 節)、ナジル人の法(6 章 1-21 節)、祭司の祝福(6 章 22-27 節)をもまた、11-20 章の文脈を意識して理解するための文学的な関連付けをしているのではないだろうか。さらには、5 章 1-10 節の目次としての機能が、これらの 5-6 章を囲む 1-10 章の、幕屋を中心とした聖なる境界線を表す聖なる陣営の律法を、11-20 章との文脈とを関連付けをする文学的機能を備えている可能性が出てくる。

そこで 5 章 11 節 -6 章 21 節にある、嫉妬の律法、ナジル人の律法について見ていきたい。

2 レビ記 15 章 31 節に「**וְהִזְרֵתָם אֶת־בְּנֵי־יִשְׂרָאֵל מִטִּמְאַתָּם**」即ち、「あなた方は、イスラエルの子らを彼らの穢れから引き離さねばならない(נִזַּר, hiphil, waw consecutive)」とある。この נִזַּר(hiphil 形)という単語は、民 6 章のナジル人の規定にも現れる単語で、そこでは「慎む」(5 節)、「献身する」(12 節)といった意味で用いられるが、レビ記 15 章 31 節の文脈では、ヤハウェの聖性を保つことに専念するという意味において、「引き離す」という訳語が適切であると考えられる。

例えば、レビ記 15 章 7 節には、「漏出のある人に直接触れた人」とあり、次の 8 節にも「漏出のある人が清い人に唾をかけたなら」とある。これは、漏出のある者が、穢れの宣言を受けた後も、宿営の中で生活していたことを前提としている。従って、民数記 5 章 1-4 節の規定は、レビ記の規定を前提にしているが、宿営の外に出すという点において、特殊な規定であると言えるだろう。

3 D.T. オルソン著、山森みか訳、『民数記(現代聖書注解)』、日本基督教団出版局、東京、1999 年、71 頁

5 章 11-31 節の「嫉妬の律法 (זאת תורת הקנאות)」と 6 章 1-21 節の「ナジル人の律法 (זאת תורת הנזיר)」とが、用語の対応において、無視できないレベルの関係性を見せている。嫉妬の律法とナジル人の律法との用語における対応関係は次の通りである (図 4)

図 4

嫉妬の律法 (5 章 11-31 節)	ナジル人の律法 (6 章 11-21 節)
14 節： 夫が嫉妬にかられて וְעָבַר עָלָיו	5 節： 頭に…当ててはならない לֹא-יַעֲבֹר עַל-רֹאשׁוֹ
18 節： 髪をほどこ וּפָרַע אֶת-רֹאשׁוֹ	5 節： 髪は長く伸ばしておく גִּדֵּל פֶּרַע שֵׁעַר רֹאשׁוֹ
21、22 節 腰を衰えさせ אֶת-יֶרֶכְךָ נִפְלֵת	12 節： 最初の誓願期間は無効となる וְהַיָּמִים הָרִאשׁוֹנִים יִפְּלוּ
29 節： 疑いを抱いた場合の指示 זאת תורת הקנאות	21 節： ナジル人の規定 זאת תורת הנזיר

嫉妬の律法について、Milgrom は、裁判の権利を持たない女性が、男性の一方的な嫉妬によって強引に有罪判決に持ち込まれ、不当な死刑判決を防止するための法であると説明するが、⁴ 嫉妬の律法が持つ問題の解決には全く寄与していない。そして、この掟の構造は、夫の嫉妬が、呪いの水が苦くなることでその正当性が担保されたことを主張するのがその目的であることを示している (図 5)。31 節で明言されている通り「これは嫉妬のトーラー זאת תורת הקנאות」なのである。

ところで、先ほどの仮説に従って、嫉妬の律法もまた民数記 11-20 章の文脈と照らし合わせてみると、19 章の「赤い雌牛の灰を混ぜた水の律法」と、多くの用語的な関連を見つけることが出来ることに気付く (図 6)。

嫉妬の律法と 19 章の赤毛の雌牛の灰を混ぜた水の律法との間に偶然とは思えないほどの数の関連が見られることは、注目すべきことである。つまり、5 章 11-31 節の嫉妬の律法もまた、5 章 1-10 節の律法と同様、民数記 11-20 章の間に含まれる法や、清浄に関する物語と文学的関連性を持っており、11-20 章の文脈的順序の通り配置されているのである。

4 ジェイコブ・ミルグロム著、守屋彰夫訳、「聖への審判 ―民数記 1-10 章における聖潔と政治形態―」、『インタープリテーション日本版 第 46 号』、ATD・NTD 聖書註解刊行会、東京、1998 年、37 頁

図 5

A	12-14節 :	条件文 ▷夫を欺く וַיִּשְׁתָּחַק בִּן מְעַלָּה (12節) ▷夫が嫉妬にかられる וַיִּשְׁתָּחַק בִּן מְעַלָּה (14節)	
	15-16節 :	献げ物を携える ▷嫉妬のミンハー מִנְחַת הַקְּנָאָה (15、18節)	
	17-19節 :	呪いの水の準備 誓いの言葉 ▷潔白なら苦い水の呪いの害を受けない וְנִקָּה (19節)	
	20-22節 :	誓いの言葉 ▷有罪なら、腹(בֶּטֶן)が膨れ、太もも(יָרֵךְ)をしぼませる(21、22節)	
B	23節 :	祭司は呪いの文字を水に混ぜる	
	24節 :	苦みの水は、彼女の中で「苦くなる」 לִמְרִים ¹¹⁸	
A'	25-26節 :	献げ物を携える ▷嫉妬のミンハー מִנְחַת הַקְּנָאָה (25節)	
	27-28節 :	呪いの水を飲んだ結果 ▷有罪なら、腹(בֶּטֶן)が膨れ、太もも(יָרֵךְ)をしぼませる(27節)	
		▷潔白なら、水の害を受けない וְנִקָּה (28節)	
	29-30節 :	条件文 ▷夫を欺く וַיִּשְׁתָּחַק בִּן מְעַלָּה (27節) ▷夫が嫉妬にかられる וַיִּשְׁתָּחַק בִּן מְעַלָּה (30節)	

図 6

	民数記 5 章 11-31 節	民数記 19 章
身を汚す、汚れる טָמֵא	13、14(×2)、20、27-29 節	7、8、10、11、13、14、16、 20(×2)、21、22(×2)
清い טָהוֹר	28 節	9(×2)、18、19 節
灰 עָפָר	17 節	17 節
器 כֵּלִי	17 節	15、17、18 節

民数 6 章 1-21 節のナジル人の律法においても、嫉妬の律法と同様、民数記 19 章の掟との多くの関連性を見つけることが出来る。まず、両者とも、死体(**נֶפֶשׁ מֵת**)への接触による穢れに対して強い関心を持っていることである。レビ記 21 章における死体の穢れを負った祭司の規定と比べて、ナジル人に課される死体の穢れを清める儀式は格段に厳格である。

民数記 19 章では、死体に触れた者が清めの儀式を義務付けられている(民 19 章 11 節)。ナジル人と同様、死体に触れた者は 7 日間穢れを負い、その間、清めの儀式を受けなければならない(民 19 章 12 節)。この儀式を行う祭司や、それを手伝う民も穢れを負うが、彼らに課せられる清めの儀式は、沐浴と衣類の洗濯であり、穢れを負う期間もその日の夕方までである(民 19 章 7-8、10、21-22 節)。このことから、死体の穢れに触れた者が果たすべき清

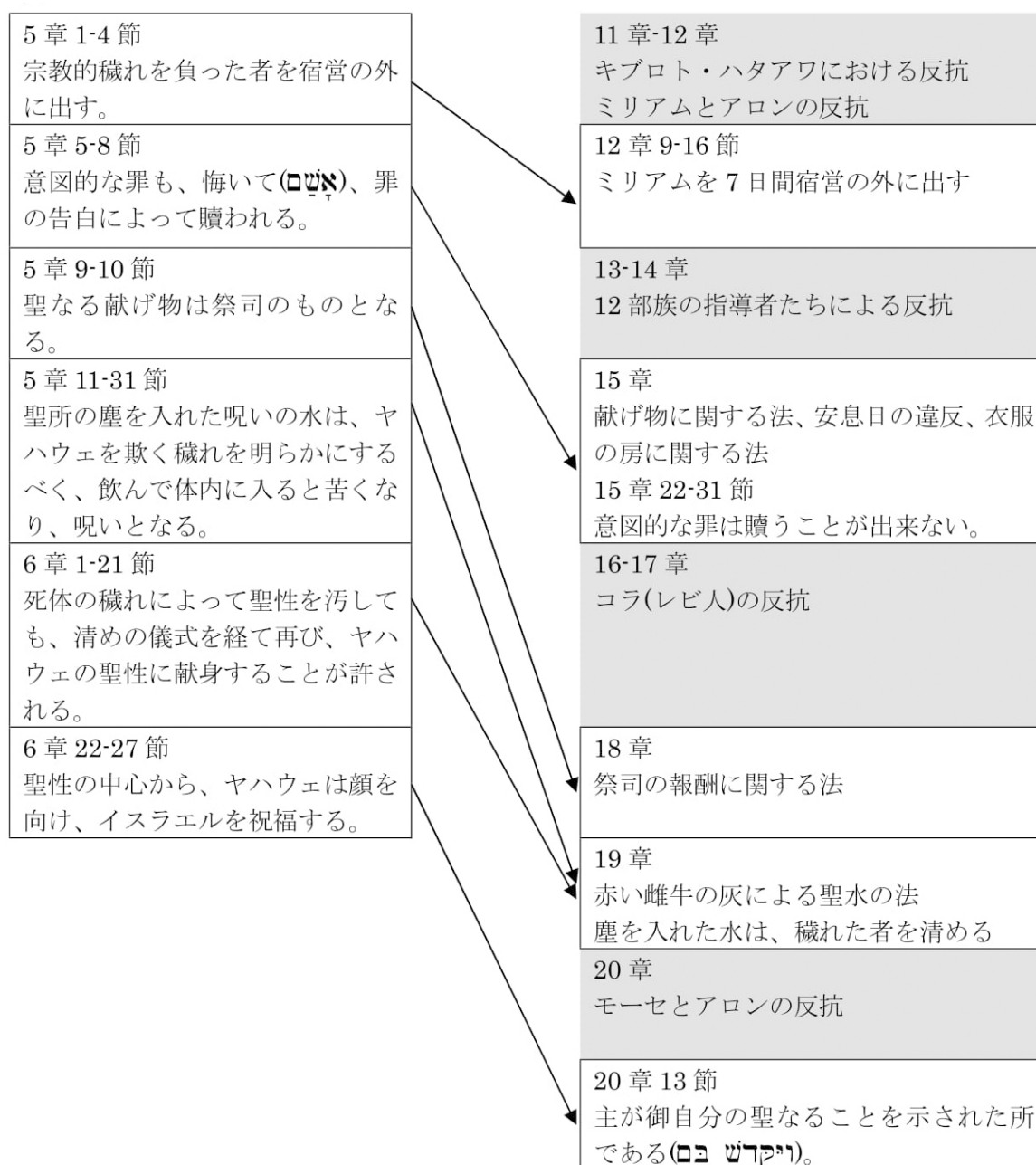
めの儀式が厳格であることが見て取れる。

また、「これが…のトーラーである **זאת תורה**」という定型句が、民数記 5 章 29 節、6 章 13、21 節、そして、19 章 2、14 節に現れることは偶然ではなく、嫉妬の律法、ナジル人の律法、そして民数記 19 章の法との文学的関連を示すものと考えるべきであろう。

民数記 6 章 22-27 節において、祭司による祝福の言葉を扱う詩文が扱われている。民数記 1-10 章の構造の中心に位置する 5-6 章の掟は、民数記 11-20 章の物語の間に挿入されている掟と対応関係にある。そうだとすれば、6 章 22-27 節における祭司による祝福の詩文もまた、11-20 章の文脈と関係を持っている可能性がある。私は、民数記 6 章 22-27 節は、20 章 1-13 節におけるメリバの水の物語と対応しているものと考える。このことの証明は、11-20 章のユニットの考察の中で試みていく。

以上のことから、民数記 5-6 章は、民数記 11-20 章の物語の間に挿入されている法や、清浄に関する物語の順序の通り配置されているのである。そして、その文学的関連を示すことで、民数記 11-20 章の反抗の物語が、1-10 章において示される幕屋を中心とした聖性の境界の外側から内側へと向かうことを示唆するのである。また、民数記 5-6 章を取り囲む枠組みも、幕屋を中心とした聖なる陣営の外側から内側に向けて、聖性の境界線を描くために構成されていることは、この仮説の裏付けとなるだろう。民数記 5-6 章と 11-20 章の物語の間に挿入されている法や、清浄に関する物語との対応関係を図にすると以下の通りである（図 7）。

図 7



▶民数記 11-25 章の分析

G. Von Rad は、創世記に始まり、ヨシュア記、士師記 1 章を頂上とするモーセ六書において「カナンの地の授与」という主題に基づいたヤハウエの救済の歴史が示されていると主張する。⁵そして、彼は、民数記の荒野の旅に言及する資料が、この救済の歴史に関

5 G・フォン・ラート著、荒井章三訳、『旧約聖書神学〈1〉イスラエルの歴史伝承の神学』、日本基督教団出版局、東京、1980 年、401 頁

するクレドーを形成するためにモーセ六書に取り込まれていったと考える。⁶

Milgrom は、Von Rad と同様、モーセ六書を前提としたモーセ五書神学を見ているのだが、彼は出エジプト記 33 章を頂点として、その両翼の上りが創世記、出エジプト記、下りがレビ記、民数記、申命記、ヨシュア記となるグランドデザインを提示する。⁷ 彼のグランドデザインは、シナイ山における神の自己顕現と、それに伴うシナイ山での神とイスラエルとの契約こそが、モーセ六書の宗教の中心的主題であることを強調する。

しかし、こういったモーセ五書神学に基づいた解釈は、決定的な問題を生じさせる。その問題とは、解釈者が想定するモーセ五書神学に関係ないテキスト、または、矛盾するテキストを無視してしまうということである。Von Rad は、ヨシュア記、士師記の土地取得の伝承を頂点とする自身のモーセ六書神学を強調するために、民数記 13-14 章、32 章、申命記 1-3 章などで示される土地取得に関する言及を無視するのである。⁸

また Milgrom の場合も同様の問題が生じる。例えば、「モーセがヤハウエの姿 (תְּמוּנָה) を仰ぎ見る」(民 12 章 8 節)という、旧約聖書の伝統において極めて特異な表現が用いられているにも関わらず、この表現が彼の考えるプレ・シナイ、ポスト・シナイを示すモーセ六書のグランドデザインに特段貢献しないためだろう、それを大きく扱うことをしない。⁹

このように、モーセ五書神学を前提にした解釈は、神学的理論を強調するあまり、実際のテキストの価値を低く見積もったり、無視をしたり、さらには解釈者が想定するモーセ五書神学に親和するようにテキストの再構成を行う。私は、こういった解釈の手法が、民数記の解釈を困難にし、テキストが本来持っていなかった矛盾や問題を生じさせる原因になっていると考える。

Van Seters は、民数記の研究を主として J と DtrH(申命記 1-3) との比較に基礎づけるべきだと考える。そして、彼は、J が申命記の資料に依存しており、さらに、申命記 1-3 章の並行記事である民数記の J のテキストに P が補足的な形で加わる法則があると主張す

6 前掲書、378-388 頁

7 J.Milgrom, The JPS Commentary Numbers, Philadelphia, New York : The Jewish Publication Society, 1990, p.xviii, The theological-literary structure of the Hexateuch の図を参照せよ。

8 John Van Seters, The Life of Moses: The Yahwist As Historian in Exodus - Numbers, Louisville, Kentucky : Westminster John Knox Pr, 1994, p.363

9 Jacob Milgrom, "The Structures of Numbers: Chapter 11-12 and 13-14 and Their Redaction." , Jacob Neusner, Baruch A. Levine, Ernest S. Frerichs (eds), Judaic Perspectives on Ancient Israel, Philadelphia : Fortress Press, 1987, p.53

る。¹⁰ 彼は、この法則に気付き、P が加わる J の物語は文学的研究が必要だと主張する。従って、私は、民数記 11-20 章の文学的意図に注目し、分析する必要があると考える。

民数記 11-20 章の文学性の証拠は他にもある。民数記 11-20 章 1-13 節、22-29 節と民数記 20 章 14-21 節、21 章・25 章に示される「旅程」がそれである（図 8）。

図 8

11 章・20 章 13 節	20 章 14 節・25 章
13 章：イスラエルの滞在地 <u>パランの荒れ野のカデシュ</u> (26 節)	20 章：イスラエルの滞在地 <u>ツィンの荒れ野に入った。… カデシュ</u> に滞在した。(1 節)
14 章：ルートの変更 <u>葦の海の道を通して</u> 、荒れ野に向けて出発しなさい。(25 節)	ルートの変更 <u>葦の海の道を通して</u> (21 章 4 節)
ホルマでの敗走 <u>ホルマ</u> まで来て彼らを破った。(45 節)	21 章：ホルマでの勝利 <u>ホルマ</u> (絶滅) と呼んだ。(3 節)

以上のことから、民数記 11-25 章のユニットにおける構造分析をするにあたって、民数記 11-20 章 1-13 節、22-29 節と民数記 20 章 14-21 節、21 章・25 章という区分を提案する。前者を区分 A とし、後者を区分 B とする。この区分に従ってその文学的意図を考察する。

区分 A の分析を行うにあたって、民数記 11 章と 12 章の文学的構成について議論を行う。それは、民数記 11 章が、民数記 12 章と文学的な関連性を持っているという学者が少なくないからである。

民数記 11 章は、次の図のように大きく分けて 3 つの物語によって構成されている。(図 9)。

図 9

A. 11 章 1-3 節	タブエラに関する原因譚
B. 11 章 4-9、18-23、31-34 節	キプロト・ハタアワに関する原因譚
C. 11 章 10-17、24-30 節	モーセの訴え、70 人の長老の上にモーセの霊が留まると彼らは預言状態になる

この図 9 に示された、B と C のエピソードは、交互に現れ、折り重なっている。その様子を示したのが次の図である（図 10）。

10 Van Seters, *ibid.*, p.437

図 10

B. 11 章 4-15 節	イスラエルの民と雑多な民がマナに対して眩き、「肉 בָּשָׂר 」を要求する
C. 11 章 16-17 節	モーセの訴えに対し、ヤハウェは 70 人の長老にモーセの霊の一部を授けることをもって応えると約束する
B. 11 章 18-23 節	ヤハウェが食べきれないほどの肉 (בָּשָׂר) を与えることを約束する
C. 11 章 24-30 節	ヤハウェの約束の通り、70 人の長老、エルダドとメダドが、モーセの霊の一部を受け預言状態になる
B. 11 章 31-34 節	ヤハウェの約束の通り、宿営の周り (סְבִיבוֹת הַמִּחֲנֶה 31、32 節) に肉 (הַבָּשָׂר) を降らせる

図 10 を見てわかるように、「肉 **בָּשָׂר**」を食べたいと眩いたイスラエルの民と雑多な民の不平に対して、神はうずらの肉を与え、その「肉 **הַבָּשָׂר**」がまだ歯の間にあって、かみ切られないうちに人々が疫病をもつて打たれるというのが、民数記 11 章 4-34 節における物語の骨格となっている。

その物語の間に挿入される、C の物語は、肉に対するつぶやきに対して何の寄与もしていない。C の物語は、11 章よりもむしろ 12 章 6-8 節の詩文との関連を示している。

私は、12 章 6-8 節の詩文について次のような交差配列を提案する。

שְׁמַעו־נָא דְבָרַי 導入

a אִם-יְהִיָּה נְבִיאְכֶם יְהוָה

b בְּמִרְאָה אֱלֹוֹ אֶתְוַדַּע

c בְּחִלּוֹם אֶדְבַּר-בּוֹ

d לֹא-כֵן עַבְדִּי מֹשֶׁה

d' בְּכָל-בֵּיתִי נֶאֱמָן הוּא

c' פֶּה אֶל-פֶּה אֶדְבַּר-בּוֹ

b' וּמִרְאָה וְלֹא בְחִידָת

x וּתְמִנַּת יְהוָה יֵבִיט

a' וּמַדּוּעַ לֹא יֵרָאֶתָם לְדַבֵּר בַּעֲבָדִי בְּמֹשֶׁה:

ここで目を引くのが、x の部分である。即ち、「モーセはヤハウェの **תְּמִנָּה** を仰ぎ見る」という句が、浮き上がっている。これにより、モーセにのみ当てはまる独特な地位が強調されている。つまり、この詩文が強調している点は、次の 2 点である。即ち、1) ヤハウェ

の僕モーセは他の預言者と異なる。彼はわたしの家の者すべてに信頼されている。2) モーセはヤハウエの תְּמוּנָה を仰ぎ見る預言者である。この 12 章 6-8 節の詩文を取り囲む 12 章全体の構造は次のようになる (図 11)。

Milgrom は、民数記 11、12 章は、イスラエルの不平と、その不平への神の応答、モーセの執り成し、不平に対する罰の軽減、もしくは旅の進行が遅らせられるという様式があると主張する。¹¹

しかし、12 章 6-8 節の詩文を無視することなく、また 11-12 章をシナイ契約後の「つぶやきと罰」という単純化した神学的モチーフに押し込めることを放棄する時、次のような 11 章 4-35 節と 12 章との文学的な対応関係を見つけることが出来る。民数記 11 章 4-35 節の構造は次の通りである (図 12)。

図 11

12 章 1-2 節	ミリアムとアロン、モーセに対して不平を言う ▶モーセがクシュ人を妻にしている ▶ヤハウエはモーセにのみ語るのか
12 章 3 節	モーセという人はこの地上のだれにもまさって謙遜であった。
12 章 4-5 節	ヤハウエの応答 「あなたたちは三人とも、臨在の幕屋 (אֹהֶל מוֹעֵד) の前に出よ」 (4 節) 「主は雲の柱のうちにあって降り (וַיֵּרֶד יְהוָה בְּעַמּוּד עָנָן)」 (5 節)
12 章 6-8 節	詩文 1) ヤハウエの僕モーセは他の預言者と異なる。彼はわたしの家の者すべてに信頼されている (נֶאֱמַן)。 2) モーセはヤハウエの תְּמוּנָה を仰ぎ見る預言者である。
12 章 9-15 節	反抗に対する罰 「どうか、彼女を、肉 (בָּשָׂר) が半ば腐って母の胎から出て来た死者のよう にしないでください」 (12 節) ミリアムは宿営の外に出される (15 節)
12 章 16 節	旅の再開

11 Jacob Milgrom, "The Structures of Numbers: Chapter 11-12 and 13-14 and Their Redaction.", ibid., p.50 図を参照

図 12

11 章 4-9 節	イスラエルの民と雑多な民がマナに対して眩き、「肉 בֶּשָׂר 」を要求する
11 章 10 節 a,ba	ヤハウエの応答
11 章 10b8-15 節	「ヤハウエは激しく憤られた」 モーセの訴え
12 章 4-5 節	「あなたはわたしに、乳母が乳飲み子を抱く (אָמֵן) ように彼らを胸に抱き、あなたが先祖に誓われた土地に連れて行けと言われます」(12 節) ヤハウエの応答 ヤハウエは 70 人の長老にモーセの霊の一部を授けることを約束する 「七十人集め、臨在の幕屋 (מִוֶּעֶד אֱהָל) に連れて来てあなたの傍らに立たせなさい」(16 節)
11 章 18-23 節	ヤハウエの応答 ヤハウエが食べきれないほどの肉 (בֶּשָׂר) を与えることを約束する
11 章 24-30 節	約束の成就 主は雲のうちにあって降り (וַיֵּרֶד יְהוָה בְּעָנָן)、モーセに語られ、モーセに授けられている霊の一部を取って、七十人の長老にも授けられた (25 節)
11 章 31-34 節	反抗に対する罰 ヤハウエの約束の通り、宿営の周り (סְבִיבוֹת הַמִּחֲנֶה 31、32 節) に肉 (הַבֶּשָׂר) を降らせる 民は宿営の外に出て行ってうずらを集め、その「肉 הַבֶּשָׂר 」がまだ齒の間にあって、かみ切られないうちに疫病をもって打たれる (32-33 節)
11 章 35 節	旅の再開

11 章 12 節にでてくる「乳母 **אָמֵן**」は、12 章 7 節の「信頼されている **אָמֵן**」と同じ語根である。旧約聖書において、**אָמֵן** は 100 回程度使用されているのだが、そのほとんどは hiphil 形、niphil 形で、「信じる」「信用される」などの意味で使われている。11 章 12 節のように Qal 形分詞の「乳母」という意味では、旧約聖書中 5 回のみである (民 11 章 12 節、ルツ 4 章 16 節、サムⅡ 4 章 4 節、イザヤ 49 章 23 節、哀歌 4 章 5 節)。¹² 11 章と 12 章の文脈から、この場面における **אָמֵן** の使用は、12 章 7 節との対応を意識している可能性が非常に高いことが伺える。

モーセ、ミリアム、アロンの三者と **אָמֵן** との組み合わせは、民数記 20 章にも見られる。20 章 1 節のミリアムの死に関する報告は、本来、この場所に存在しないものであるということは多くの学者が認めている通りである。¹³ 民数記 20 章は、ミリアムの死に関する報

12 Qal、分詞形は、他に「養育係」列王記下 10 章 1、5 節、「後継人」エステル記 2 章 7 節として現れ、「乳母が乳飲み子を胸に抱く」という意味が読み込まれている名詞的な意味として現れている。

13 Ursula Rapp, “Mirjam: Eine Feministisch-Rhetorische Lektüre Der Mirjamtexte in Der Hebräischen Bibel”, *BZAW* 317, Berlin : Walter de Gruyter, p.233

告（民 20 章 1 節）をもって開始し、アロンの死と追悼の物語をもって閉じている（民 20 章 22-29 節）。そして、20 章の中央の部分（2-13 節）に、民のつぶやきをもって始まる物語が構成されている。20 章においてモーセが罰を受ける理由について次のように記されている。

<民数記 20 章 12 節>

あなたたちはわたしを信じることをせず (לֹא־הֵאֱמַנְתֶּם)、イスラエルの人々の前に、わたしの聖なることを示さなかった。

不平を言い続ける幼子のようなイスラエルを抱く乳母 (הָאֵמָן) のように、イスラエルに噛んで含めるように神の啓示を伝えるモーセは、ヤハウエの家のもので信頼されている (נֶאֱמָן)。そのモーセが、神の信じることをしなかった (לֹא־הֵאֱמַנְתֶּם) ために約束の地に入ることができないという罰を受けるのである。

このように、民数記 20 章はミリアムとアロンの死を意図的に構成し、12 章とは対照的なつぶやきのモチーフの用い方、אָמֵן という用語の使用、これらの要素から、民数記 12 章と民数記 20 章とには文学的関連性を持っている可能性が極めて高い。

民数記 11 章 1-3 節では、民が不平を言い出し（民 11 章 1 節）、それに対するヤハウエの応答がある（1 節）。民はモーセに救済を求め、モーセはヤハウエに執り成す（2 節）。ヤハウエは、彼の取り成しを聞き入れ、怒りの炎は鎮まる（2 節）。これは、不平のモチーフの典型的な形となっている（図 13）。

図 13

11 章 1 節	ヤハウエの炎が彼らに対して燃え上がり 宿営を端から焼き尽くそうとした	וַתִּבְעַר־בָּם אֵשׁ יְהוָה וַתֹּאכַל בְּקֵצָה הַמִּחֲנֶה
11 章 2 節	民はモーセに助けを求めて叫びをあげた モーセが主に祈ると、火は鎮まった	וַיִּצְעַק הָעָם אֶל־מֹשֶׁה וַתִּשְׁקַע הָאֵשׁ
11 章 3 節	ヤハウエの炎が彼らに対して燃え上がった	כִּי־בָעֲרָה בָּם אֵשׁ יְהוָה

民のつぶやきに対して燃え上がったヤハウエの怒りの炎は、宿営の端を「食べる אָכַל」のである。これは、民数記 11 章 4-35 節と 12 章 1-16 節における構造の対応の中で見たヤハウエの罰に関する表現と共通している。

このように、11 章 1-3 節は、文学的な型を提示し、11 章 4-35 節、12 章 1-16 節はその型に従って、つぶやきのモチーフを構成する。そして、民数記 20 章は、12 章で示されたモーセ、アロン、ミリアム、そして אֱמֹן という用語を使用している点から、12 章と文学的対応関係にある可能性が高い。つまり、11-20 章の物語部分は、文学的枠構造を有しているのであって、そこに当然文学的文脈が意図されていると推測することは自然なことである。

▶物語部分の構造

民数記 11-20 章の文学的文脈がどのようなものであるかを推測するうえで、次の単語に注目することは重要である。それは、「指導者 נָשִׂיא」である。この単語は、旧約聖書において 100 回以上現れるが、その分布に特徴を持つ。それは申命記、士師記、サムエル記、および捕囚期より前の預言書には全く見られない。したがって、この単語は、荒野と征服伝承に密集しており、捕囚期以降の書まで現れない。¹⁴

民数記 13 章 3 節に「イスラエルの指導者たち רָאשֵׁי בְנֵי־יִשְׂרָאֵל」という表現が現れる。P は、通常は לְבֵית־אֲבֹתָא というフレーズで ראש を用いる。¹⁵ この特徴的なフレーズの直前の 2 節で、P は נָשִׂיא という単語を用いる。民数記において、P は「指導者」を表す際、この単語を頻繁に用いる。この場合、נָשִׂיא は、文脈上、3 節の「イスラエルの指導者たち רָאשֵׁי בְנֵי־יִשְׂרָאֵל」に関連付けられていることがわかる。このように、נָשִׂיא と ראש を結びつける方法は、民数記 1 章 16 節にも見られる。そこでは、נָשִׂיא とほぼ同じ意味である מִטָּה、אֶלֶף も用いられている。これらの古い用語を用いていることから、民数記が土地取得からバビロン捕囚まで廃れてしまった古い指導者制度を強く意識していることが見て取れる。¹⁶

Milgrom によれば、民数記にいて、נָשִׂיא、ראש、מִטָּה、אֶלֶף は、ほぼ同義語で扱われ

14 Jacob Milgrom, "Priestly Terminology and the Political and Social Structure of Pre-Monarchic Israel", *The Jewish Quarterly Review*, Vol. 69, No. 2, Philadelphia : University of Pennsylvania Press, 1978, pp. 70-81

15 J. R. Bartlett, "The Use of the Word ראש as a Title in the Old Testament", *Vetus Testamentum* Vol. 19, Leiden, 1969, p.8

出 6 章 14、25 節、民 1 章 4、16 節、7 章 2 節、17 章 17 節、25 章 15 節、30 章 2 節、31 章 26 節、32 章 28 節、36 章 1 節

16 Milgrom, *Priestly Terminology and the Political and Social Structure of Pre-Monarchic Israel*, *ibid.*, p.81

ている。¹⁷ この 1-10 章の人口調査における、指導者に関する用語の特徴的な使い方と、それらの単語に纏わる…**נָשִׂיא לְבְנֵי** という独特なフレーズは、民数記 13 章 3 節の「イスラエルの人々の長 **רָאשֵׁי בְנֵי-יִשְׂרָאֵל**」にも反映されていると考えるのが自然である。つまり、この民数記 13 章 3 節のフレーズは、民数記 2、7 章において繰り返された幕屋を中心とした聖なる陣営を構成する 12 部族の代表である「指導者 **נָשִׂיא**」を連想するよう促すためのものであると考えられる。

民数記 16 章 1-2 節の登場人物についての説明は、明確に民数記 1-10 章において示されている幕屋の聖性の境界のレベルを意識している。

< 民数記 16 章 1-2 節 >

さて、レビの子ケハトの孫でイツハルの子であるコラは、ルベンの孫でエリアブの子であるダタンとアビラム、およびペレトの子であるオンと組み、集会の召集者である共同体の指導者 (**נָשִׂיאֵי עֵדָה קְרָאִי מוֹעֵד**)、二百五十名の名のあるイスラエルの人々を仲間に引き入れ、モーセに反逆した。

コラは、幕屋の聖なるものに携わるレビ人の中でも、最も聖性の高いものを扱うケハト族の指導的立場にあったと考えることは自然なことだろう。¹⁸ また、コラが引き連れている「集会の召集者である共同体の指導者 **נָשִׂיאֵי עֵדָה קְרָאִי מוֹעֵד**」は、民数記 1 章 16 節において言及されている「共同体の召集者 **קְרָאִי הָעֵדָה**」にあたり、「共同体の指導者 **עֵדָה נָשִׂיאֵי**」とある通り、イスラエルの指導者集団である。¹⁹ そして、ダタンとアビラムは、ヤコブの長子であるルベンの子孫であり、ケハト族と同じ、幕屋の南側に配置されている。

したがって、民数記 16 章 1-2 節において示される登場人物の説明は、民数記 1-10 章において強調された、幕屋の聖性のレベルを区別する境界線に携わる指導者たちを念頭に置いたものである。つまり、民数記 11-20 章における反抗の物語は、雑多な民、12 部族の指導者、そしてレビ人の指導者という順で構成されているのである。この構成は、明

17 Milgrom, *ibid.*

Milgrom は、**נָשִׂיא**、**רָאשׁ**、**מִטָּה**、**אֶלֶף** が君主制より前の時代の部族社会のシステムを反映する用語であり、祭司資料が意識的に用いていると主張する。

18 Milgrom, *The JPS Commentary Numbers*, *ibid.*, p.129

19 Milgrom, *Priestly Terminology and the Political and Social Structure of Pre-Monarchic Israel*, *ibid.*, pp.68-70

らかに民数記 1-10 章の文学的構造において強調されていた、幕屋を中心とした聖なる陣営を意識している。反抗は、その聖なる陣営の外側から内側に向かってなされているのである。

そして、民数記 20 章 2-13 節は、モーセとアロンによる反抗の物語である。この物語で罰を受けるのは、不平を言った共同体ではなく、モーセとアロンである。彼らは、神の聖性を侵害する罪を犯したことにより（民 20 章 12 節）、宿営の端から始まる、12 部族の「指導者 מְנַחֵם」、レビ人の指導者、そして、神の聖性に直接的に携わり、聖なる陣営の最高位の指導者であるモーセとアロンと言った順序は、民数記 1-10 章の幕屋の聖性のレベルを示す境界線の順序と完全に一致する。

つまり、民数記 11-20 章における反抗の物語は、単なるつぶやきのモチーフに基づく不平物語の集積なのではなく、民数記 1-10 章の文学的構造によって強調された幕屋の聖性の境界線を、それぞれの境界線の警護を担当する指導者たちが侵害していく様子を表すように構成されているのである。

▶掟の部分の文学的機能（15 章、18-19 章）

物語の構成が、民数記 1-10 章における神学的主張に対応するものとなっていることに注目するとき、物語の間に挿入されている掟にも、文学的法則性をもった文学的機能がある可能性は十分に考えられる。

Olson が、「15 章 1-21 節における…カナンの地での犠牲と献げ物のイメージは、…偵察者がカナンを「乳と蜜の流れる地」だと報告し（13 章 27 節）、またカレブとヨシュアが「とても素晴らしい土地」（14 章 7 節）と伝えたことを確証するものである」と指摘しているように、民数記 15 章が直前のカナンの地に関する報告との関連を感じさせる要素がある。²⁰ Olson が示す構造はいくつかの問題を抱えているが、民数記 15 章が 11-20 章の文脈とまったく関係なく挿入されたということは考えにくい。それは、物語の構成が、幕屋を中心とした聖なる陣営の構造に対応していることから言えるだろう。

また、民数記 15 章 37-41 節の「青い紐のついた房」に関する掟は、16 章との関連性を示す要素を持つ。Milgrom は、この青い紐のついた房は、祭司の装束を示したものである

20 Dennis T. Olson, "The Death of the Old and the Birth of the New: The Framework of the Book of Numbers and the Pentateuch", Brown Judaic Studies 71, Chico, California : Scholars Press, 1985, pp.171-172

と主張する。²¹ 紐色を示す「青 תְּכֵלֶת」は、民数記 4 章を見ると、聖所の器具を運搬する際の覆いとなる布の色と同じであり(4 章 6、7、9、11、12 節)、その青い紐のついた房をつける「服 בִּגְדֵי」も、聖所の祭具を覆う「布」として 4 章で言及されている(4 章 6、7、8、9、11、12、13 節)。Milgrom は、この青い紐のついた房は「祭司の国となり、また聖なる民となる」ということを命じる神の命令を象徴するものであると説明する。²²

民数記 15 章におけるすべてのイスラエルの民が、神の聖性を表す聖なる民であることを示す掟は、次のコラの発言の動機となる。

< 民数記 16 章 3 節 >

あなたたちは分を越えている。共同体全体、彼ら全員が聖なる者であって (כִּי כָל־הָעֵדָה) (כֻּלָּם קֳדָשִׁים) …。

これらのことから、民数記 15 章が、民数記 13-14 章の斥候物語と、16-17 章のコラの反抗の物語とを結びつける機能を持っていることが見て取れる。

民数記 15 章 32-36 節の安息日の規定違反についての物語は、その直前にある法との関係を容易に見つけることが出来る。安息日の規定違反の物語の直前の法は、2 つの異なる掟が組み合わされたものである。一つは、民数記 15 章 1-16 節(掟 A)、もう一つは、15 章 17-31 節(掟 B)である。掟 A、掟 B とも、モーセへの呼びかけをもって開始し、主が与える土地に「あなたたちが入る」とき、という前置きが成される。そして、「土地に生まれた者 אֲזִכָּר」、「寄留者 גֵּר」、「同一のトローラー אֶחָת תִּהְיֶה」 というフレーズによって掟を締めくくる(図 14)。

ここで注目すべきは、掟 A、掟 B は共に、主が与える「土地に入る」ことが前提となっていることであり、そこで収穫する穀物や葡萄の供物をささげるという点である。民数記 14 章において、イスラエルの民は、ヤハウェが与えると約束した土地から斥候が持ち帰った大きな葡萄の房や豊かな産物よりも、斥候たちの「その土地について悪い情報」を信じたのである(14 章 36 節)。民数記 15 章と、その直前の物語部分(13-14 章)の文脈から、12 部族の指導者たちの罪とは、安息日に薪を拾いに行く行為と等しく、したがって、彼らは「故意に罪を犯した者」、「主を冒瀆する者」であり、民から切り離される(כָּרַת)とい

21 BARev 9/3 (1983), p.65

22 Olson, ibid.

図 14

掟 A (15 章 1-16 節)	掟 B (15 章 17-31 節)
1 節 וַיֹּדְבֶר יְהוָה אֶל־מֹשֶׁה לֵאמֹר:	17 節 וַיֹּדְבֶר יְהוָה אֶל־מֹשֶׁה לֵאמֹר:
2 節 תָּבֹאוּ אֶל־אֶרֶץ מוֹשְׁבֵיתֵיכֶם אֲשֶׁר אָנִי נָתַן לָכֶם:	18 節 בְּבֹאֲכֶם אֶל־הָאָרֶץ אֲשֶׁר אָנִי מְבִיא אֲתֶכֶם שָׁמָּה:
3-12 節 供儀に添える穀物や葡萄の供物についての掟	19-21 節 土地で収穫したものからの奉納物(תרומה)についての掟
13 節 「土地に生まれた者 אֲזִרָח」	22-28 節 過失(שְׁגָגָה)による罪は、浄罪の供儀(חטאת)によって贖うことが出来る
14 節 「寄留者 גֵּר」	29 節 הָאֲזִרָח בְּבְנֵי יִשְׂרָאֵל וְלִגֵּר הַגֵּר בְּתוֹכָם תּוֹרַת אֶחָת יְהִיָּה לָכֶם לַעֲשׂוֹת בְּשִׁגָּגָה:
16 節 「同一のトーラー תּוֹרַת אֶחָת」	30-31 節 意図的にヤハウェを侮辱し、ヤハウェの戒めを軽んじる者は、民の中から切り離される(כָּרַת)

う重い罰を受けなければならない。イスラエルが土地への侵入を、意図的に拒絶することは、掟 A、掟 B によって示された土地における献げ物の掟に対して故意に違反するものであり、そのような罪は、どのような供儀によっても贖うことは出来ないのである (15 章 30-31 節)。

しかしながら、土地に導き、聖なる民とするヤハウェを拒絶するイスラエルの民を、ヤハウェが完全に断ち切ろうとしているなら (כָּרַת)、そもそもにして民数記 15 章の掟は必要ないのである。民数記 15 章が、献げ物、安息日、神の聖性を表す房の掟を示し、イスラエルの土地取得を想定しているということは、ヤハウェが、今なおイスラエルを断ち切っておらず、彼らの宿営のただ中に伴っていることを意味するのである。そのことから、15 章の文学的構成の動機は、ヤハウェが反抗の民を断ち切るのではなく、彼らを聖なる民となるべく整え、聖なる民として数えることを望む神であるということを示す神学的主張に基づいているものと考えられる。

それを裏付けるものが民数記 5 章 5-8 節の規定である。民数記 5 章 5-8 節では、「主を欺く」罪を犯す者について言及されている。レビ記 5 章 21-23 節によれば、「主を欺く

「וּמַעֲלָה מַעַל」行為（レビ 5 章 21 節）は、意図的な罪であることを明言している（レビ 5 章 22 節）。即ち、民数記 15 章 30 節に従えば、כָּרַת の罰を受けるべき罪を犯したのである。しかし、罪を犯した後、その罪を悔いる（אָשָׁם）なら、それは不注意で犯した罪（שְׁגִיחָה）へと罪状が軽減され、浄罪の供儀を捧げる資格を再び得るのである。²³ したがって、民数記 5 章 5-8 節と、民数記 15 章 22-31 節とは呼応関係にあり、כָּרַת の罰を受けるべき民に対して、土地での礼拝と、聖なる民としての義務を命じる掟が挿入されていることは、この呼応関係を裏付けるものなのである。

12 部族の指導者たちは、כָּרַת の罰を受けるべき致命的な反抗を行った。しかし、ヤハウエは、カナンの地における献げ物の掟を与えることで、彼らと伴い、また神の聖性を表す青い紐のついた房の掟を指示することで、聖なる陣営の構成員としての資格を与えようとしているのである。

民数記 18 章は、祭司とレビ人の任務の違いについての規定（民 18 章 1-7 節）と、祭司とレビ人の取り分についての規定（8-24 節）、レビ人の十分の一の献げ物についての規定（25-32 節）を扱っている。民数記 1-10 章の構造分析の議論の中でも言及したように、多くの学者が民数記 18 章と 5 章 9-10 節の法との関連を認めている。²⁴ 民数記 5 章 9 節では、「イスラエルの人々が聖なる献げ物（כָּל־קֹדֶשִׁי בְּנֵי־יִשְׂרָאֵל）として祭司のもとに携えて来る礼物」が祭司の報酬となるとしている。同じフレーズは 18 章 8 節にも現れる。

また、レビ人は、聖所の祭具および祭壇に近づいてはならない（民 18 章 3 節）。これは、民数記 3 章 16-20 節の指示の内容と合致する。また、18 章 6 節において、「見よ、わたしは…レビ人を…選びとった וְאֲנִי הֵנָּה לִקְחָתִי」という特徴的なフレーズが現れるが、同じフレーズが民数記 3 章 12 節において見られる。従って、民数記 18 章 1-7 節は、民数記 3-4 章、5 章 9-10 節を前提とした規定であると言える。つまり、民数記 18 章は、幕屋を中心とした聖性のレベルの区分に基づいた掟なのである。

コラは、「共同体全体、彼ら全員が聖なる者である（כֹּל־הָעֵדָה כֻּלָּם קֹדָשִׁים）」と言って、民数記 3-4 章、5 章 9-10 節、そして 18 章で強調されている祭司とレビ人の区別を否定し、その境界線を乗り越えようとするのである。

しかしながら、民数記 18 章の指示は、レビ人がカナンの地に入ることを前提としてい

23 Jacob Milgrom, *Cult and conscience : the Asham and the priestly doctrine of repentance*, Leiden, 1976, pp.125-127

24 Baruch A. Levine, *Numbers 1-20: A New Translation (Anchor Bible)*, New Haven : Anchor Bible, 1993, p.191

る（民 18 章 20-32 節）。レビ人は、カナンの地においてイスラエルの人々の中に住む。そして、イスラエルの人々が主にささげる献納物の十分の一が彼らの嗣業となる（民 18 章 24 節）。レビ人が受ける嗣業は、民数記 15 章において指示される献げ物（民 15 章 20 節）のように、カナンの地の収穫物を想定している（民 18 章 27 節）。こうして、レビ人は、致命的な反抗を行ったにもかかわらず、カナンの地でヤハウエに仕え、その取り分を手にすることを指示した掟を命じられるのである。²⁵

民数記 19 章の掟は、聖性の境界線を侵害する者に対して、なおも生きることを望み、彼らの聖性を回復しようとする神の意志を見ることが出来る。何故なら、民数記 19 章の儀式の目的は、穢れを負った者が清めの儀式を経て「再び宿営に戻る」とだからである（民 19 章 18-19 節）。

Milgrom は、赤毛の雌牛は、穢れを清める血を象徴する赤い色をした動物であり、その他の赤い色をしたもの、即ち、真紅の編み糸と赤い杉を加えることで（6 節）、象徴的な血としての効能を高めると説明する。それらを焼くことで大量の灰を得ることが出来、短時間で大量の聖水を製作することが出来るのである。²⁶

清めの儀式は、祭司エルアザルの指導の下、その身を汚していないイスラエルの民の協力によってなされる（民 19 章 9、17-19 節）。このように、儀式の執行者の資格の条件を緩和することによって、宿営の内側に蔓延した死体の穢れを迅速に清めようとしたものと考えられる。²⁷

ところで、民数記 19 章は、その言葉遣いにおいて、民数記 5 章 11-31 節の「嫉妬の律法」と 6 章 1-21 節の「ナジル人の律法」との文学的関連があるということは、民数記 1-10 章の構造分析の中で見てきたとおりである。嫉妬の律法とナジル人の律法は、互いに関連付けられており、その組み合わせにおいて民数記 19 章との関連を示しているのことは、先の議論において見てきたとおりである。

民数記 5 章 11-31 節の「嫉妬の律法」と民数記 19 章は、いくつかの単語の使用において共通点を見つけることができる。「身を汚す、汚れる נִטָּם」という動詞は、民数記にお

25 オルソン、『民数記（現代聖書注解）』、前掲書、191 頁

26 Milgrom, *The JPS Commentary Numbers*, *ibid.*, p.439-440

27 Philip J. Budd, *Word Biblical Commentary Volume 5: Numbers*, Dallas, Texas: Word Books, Publisher, 1998, p.211

いて 5 章と 19 章に突出して使用されている。²⁸ 嫉妬の律法は、宗教的な「穢れ טִמְאָה」²⁹を問題視しているのであって、不貞を疑われた女性は、神の聖性を侵害する行為を行ったかどうかを審議しているのである。

また、民数記 19 章の中で読者の注目を集める「灰」という単語には、עָפָר が用いられているのだが（民 19 章 17 節）、祭壇において製作される赤い雌牛を焼いた灰は、9、10 節では אֵפֶר である。創世記 18 章 27 節、エゼキエル書 27 章 30 節を見ると、この両者を同義語として用いているが、それは「役に立たない者」「激しい嘆き」を表す慣用的に用いている。19 章の文脈で用いるべきは「אֵפֶר」であって、それはまさしく物を焼いてできた「灰」である（エゼ、28 章、ダニ 9 章 3 節、ヨナ 3 章 6 節、マラ 3 章 21 節等）。そして、「עָפָר」は細かい土の粒子を意味する「塵」である（創 2 章 7 節、3 章 14 節等）。慣用的な表現を除き、עָפָר に灰という訳語を充てる箇所は民数記 19 章以外にはない。

このように、嫉妬の律法（民 5 章 11-31 節）、ナジル人の律法（民 6 章 1-21 節）、そして民数記 19 章の律法は、文学的に強い結びつきを持っており、直前のコラの反抗の物語（民 16-17 章）を受けている。このことから、民数記 19 章は、嫉妬の律法にあるように、コラたちの上に何故ヤハウエの呪いが生じたのか、その理由を説明する。即ち、指導者たちはヤハウエの嫉妬を招く動機によって聖なる境界線を侵害したのである。しかし、ナジルの律法にあるように、ヤハウエは、コラたちによって穢れを追ってしまったイスラエルを清め、再びヤハウエを礼拝する民とする。

以上のことから、区分 A の構造を図にすると次のようになる（図 15）。

28

5 章 3、14(×2)、20、27、28、29 節

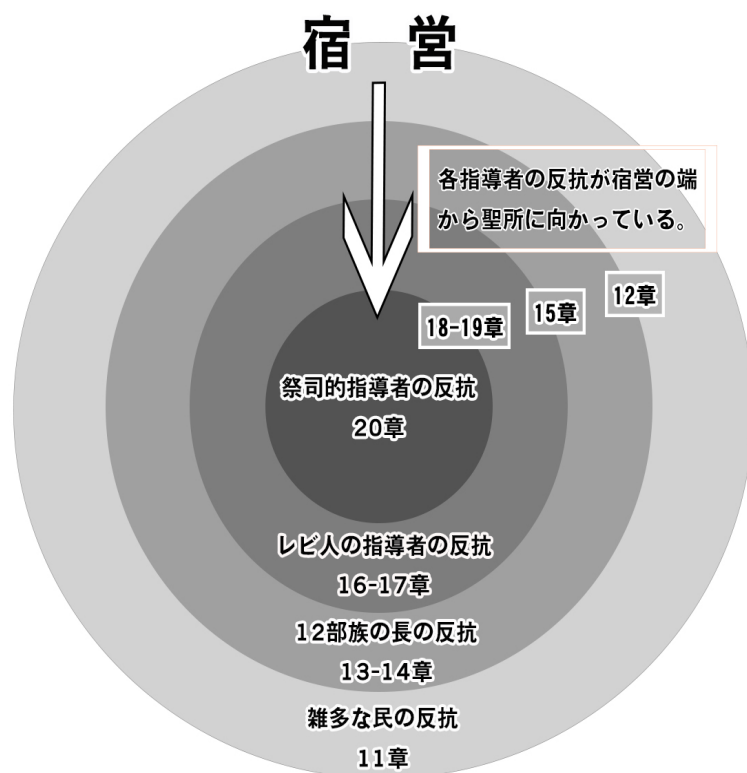
6 章 7、9、12 節

19 章 7、8、10、11、13、14、16、20(×2)、21、22(×2) 節

35 章 34 節

29 Jacob Milgrom, Leviticus (Continental Commentary), Augsburg Fortress, 2004, pp.113-115

図 15



このように、民数記 5-6 章の掟との強い結びつきを持つ民数記 12、15、18、19 章は、11-20 章の反抗の物語を、民数記 1-10 章における聖なる陣営の聖性の境界線に対する反抗という神学的な主題に基づいて構成するのである。

民数記 1-10 章の構造の中心に位置する 5-6 章の掟の最後の部分に、祭司の務めについて指示した掟がある（民 6 章 22-27 節）。そして、民数記 11-20 章のユニットの最後の部分に位置する民数記 20 章 1-13 節も、祭司アロンと、彼の杖を聖所から持ちだすモーセたちの反抗についての物語である。彼らは、まさにイスラエルの聖性の管理者なのである。民数記 6 章 22-27 節は、ヤハウェが祭司にイスラエルを祝福するよう命じる散文による枠構造（23 節、27 節）が構成されている。祭司は、ヤハウェの聖なる陣営の聖性を監督し、管理する。その聖性の管理者の最大の務めは、イスラエルを祝福することであるということが民数記 6 章 22-27 節の枠構造から見て取れる。

しかし、民数記 20 章 2-13 節において、聖性の管理者であるモーセとアロンは、この祭司の祝福の責務に真っ向から反抗するのである。神に反抗し続けるイスラエルを「反逆者」と宣言し（民 20 章 10 節）、彼らに水を与えることに異議を唱えるのである。このように民数記 6 章 22-27 節と民数記 20 章 1-13 節とには、聖性の管理者という視点における神

学的コントラストが見て取れる。このコントラストか、他の指導者たちと同様、モーセとアロンの反抗もまた、神の聖性の境界性を侵害するという類の反抗であると言えよう。そして、一連の神の聖性に対する指導者たちの反抗から、宿営の外に出される穢れを負ったイスラエルに聖なる命をもたらし、神の民として数えられるべく整えることに努める謙遜な神の態度が際立つのである。

したがって、私は、指導者たちの反抗によって際立つ神の態度こそが、民数記の重要な神学的主題であると考ええる。即ち、民数記 1-10 章のユニットと、11-20 章のユニットの文学的対応関係から、民数記における神の聖性とは、穢れを負ったイスラエルを排除することではなく、彼らを清めるべく、その穢れの根源を示し、再び、約束の地において神を礼拝する民として整えることに従事することなのである。

以上のことから次のように結論付ける。民数記 11-20 章は、民数記 1-10 章において強調された幕屋を中心とした聖なる陣営の構造に基づいて構成されている。指導者たちは、聖性のレベルの低い宿営の外側から、最も聖性の高い宿営の中心に向かって反抗を重ねていく。物語の間に挿入される民数記 12、15、18-19 章、そして 20 章は、聖性の境界線を侵害する指導者たちに対して、ヤハウェはその境界線を回復し、イスラエルを聖なる民として生きることを望む神であるという神学的主題の骨格を形成しているのである。

* この論文は『神学』83 号、東京神学大学神学会、2019 年、237-265 頁に掲載されたものを、一部訂正の上、公表するものである。

「民数記 21 章 4-9 節の文学的役割について」¹

長谷川 忠幸

1. はじめに

民数記は、長い間、神学的主題を持たない書であると考えられてきた。² しかしながら、20 世紀末葉の研究者たちは、民数記が単なる資料の集積ではなく、文学的構造を持つ書であると主張した。彼らは、民数記の文学的構造について考察するうえで、次のように考える。即ち、民数記が文学的構造を持っているということは、民数記に含まれる様々な資料が文学的意図をもって構成されているということになる。したがって、その構成は民数記の神学的主張に基づいていると言えるのである。

しかしながら、民数記の文学的構造に関する研究には一つの共通した問題がある。それは、民数記の文学性を主張する研究者は、自分たちの考えるモーセ五書神学に適合するよう民数記をバラバラに分解し、再構成をするということである。

Gordon Wenham は、1981 年に発表した民数記の注解書において、循環理論(原語は Cycles)による民数記の構造理解を提示した。³ Wenham は、Rolf Rendtorff が主張した創世記における循環理論をモーセ五書全体に適用したのである。⁴ Wenham は、出エジプト記、レビ記、民数記は、エジプト、シナイ、カデシュ、モアブの草原という 4 つの物語群によって構成されていると主張する。Wenham によれば、これらの物語群は、それぞれの持つ神学的主題に読者の注目を集めるために形成されたものであり、その物語群の中の各資料は、神学的主題を強調する物語群を形成するために集められ繰り返されるのである。⁵

¹ 本論文は博士学位論文の一部を公表することを目的とするものである（「モーセが仰ぎ見る神のテムナーとは何か：民数記 1 - 36 章における構造分析」2021 年 6 月 29 日、東京神学大学博士[神学、乙第 10 号]学位授与、主査：小友聡 東京神学大学教授、副査：大島力 青山学院大学教授、副査：田中光 東京神学大学常勤講師）。本論文は博士学位論文の第 2 章「解釈史から見る民数記の解釈方法の問題点」、「民数記 11-25 章」、「モーセの仰ぎ見る תְּמוּנָה とは何か」にあたる内容であり、ここに掲載するために内容を要約したり書き改めたりしたところがある。

² Heinrich Holzinger, “Numeri; erklärt”, Tübingen, Mohr, 1903, p.xii

³ Gordon J. Wenham, “Numbers, an Introduction and Commentary (Tyndale Old Testament Commentaries)”, Intervarsity Pr, 1981

⁴ Dennis T. Olson, The Death of the Old and the Birth of the New: The Framework of the Book of Numbers and the Pentateuch, Brown Judaic Studies 71, (Chico, California: Scholars Press, 1985), pp.25-26

⁵ Gordon J. Wenham, “Numbers, an Introduction and Commentary (Tyndale Old Testament Commentaries)”, Ivp Academic, 2008, p.19

この循環理論によって民数記が包含している多種多様な資料は、単なる資料の集積ではなく、神学的意図をもって結び付けられた可能性を示すことが出来た。Wenham は、モーセ五書の現在の聖典的区分を無視している。これでは民数記の構造ではなく、モーセ五書を単体の書物に見立てて、その構造を示したにすぎない。

Wenham の理論の欠点を踏まえて、Olson は自身の論文『The Death of the Old and the Birth of the New: The Framework of the Book of Numbers and the Pentateuch』の中で、民数記の文学的構造を提示した。Olson は、Wenham のように聖典的区分を無視したものではなく、民数記それ自体における文学的枠組みを提案した。Olson が提案した民数記の構造は以下の通りである(図 1)。⁶

図 1

I.古いものの終わり：エジプトを脱出し、荒野を行進する神の民の第一世代(1 章 1 節-25 章 18 節)
A.荒野の行進のための準備と役割分担(1 章 1 節-10 章 36 節)
B. Cycle 反抗、希望の要素を伴うイスラエルの聖なる民の死と救済、最終的には失敗と死(11 章 1 節-25 章 18 節)
II.新しいものの誕生：エジプトを脱出した神の民の第二世代。彼らは約束地に入るための準備をする(26 章 1 節-36 章 13 節)
A.新しい神の聖なる民の準備と組織化。彼らは約束地に入るための準備をする(26 章 1 節-36 章 13 節)
B.この第二世代は忠実を保ち、約束の地に入るだろうか(約束)、それとも反抗して第一世代のように失敗するだろうか(警告)

Wenham のように、地理的情報に結び付けて物語群の循環を考えるのではなく、Olson は、シナイ以前、シナイ以後という神学的な主題に結び付けた循環理論を想定するのである。

しかし、Olson は、荒野で滅び行く「反抗の旧世代」と、約束の地に入ろうとしている「希望の新世代」という神学的主題の対比を際立たせるために、民数記の実際の文脈を無視する。彼は、自身が考える神学的主題に沿うように民数記の章や節の順番を入れ替えるのである。⁷

このように、民数記の文学性を証明する研究の多くは民数記の構造を分析しているようで、実のところ、自分たちの想定した構造に適合するように民数記、延いてはモーセ五書を「再構成」しているのである。そして、彼らの言うところの構造に適合しない物語や法は、伝承史や文化史などを用いて個別に解釈をする傾向が強い。

⁶ Olson, *ibid.*, pp.118-120

⁷ D.T.オルソン著、山森みか訳、『現代聖書注解 民数記』、日本基督教団出版局、1999 年(原書は 1996 年)、29-30 頁

民数記 21 章 4-9 節のモーセが掲げる青銅の蛇の物語もそのような扱いを受けることが少なくない。民数記 21 章 4-9 節は、アロンの死についての報告(民 21 章 22-29 節)のすぐ後に配置されている。つまり、イスラエルの新しい世代を中心とした軍勢の旅路の物語に属すると考えるべきだろう。Olson も 21 章が、新世代の行進に関する物語であることを認めている。⁸ しかし、21 章 4-5 節で不平を言うのは「旧世代」であって、神の裁きの中で、古い世代が淘汰される物語であるとする。では、青銅の蛇を仰ぎ見て「生きた」者もまた旧世代の者が含まれていないのだろうか。Olson は、生き残ったのは新世代であって、旧世代のほとんどがこの物語で死に絶えたとする。⁹

しかしながら、物語はそのようなことについて何の言及もしていない。また、既存の研究における断片的な知識を披露するだけで、なぜ炎の蛇なのか、なぜ青銅の蛇を仰ぎ見ると生きるのかといった疑問については何の結論も示さない。

この論文では、循環理論や伝統的なモーセ五書神学に依存しない、民数記それ自体の文学的構造に注目する。そこで示された民数記の文学性に基づいて、21 章 4-9 節の物語に関する釈義を行うものとする。

2. 構造分析の範囲

民数記 11-25 章を分析する際の区分だが、私は、民数記 11-20 章 1-13 節および 22-29 節と民数記 20 章 14-21 節および 21 章 25 章という区分を提案する。この区分の根拠の一つは、先の議論で触れたように、民数記 12 章と 20 章 1-13 節、22-29 節との文学的対応関係の可能性である。

民数記 12 章と 20 章 1-13 節、22-29 節には、モーセ、ミリアム、アロンの登場人物と **אֱלֹהִים** との組み合わせが見られる。

<民数記 12 章 5-7 節>

主は雲の柱のうちにあって降り、幕屋の入り口に立ち、「アロン、ミリアム」と呼ばれた。二人が進み出ると、主はこう言われた。「聞け、わたしの言葉を。あなたたちの間に預言者がいれば／主なるわたしは幻によって自らを示し／夢によって彼に語る。わたしの僕モーセはそうではない。彼はわたしの家の者すべてに信頼されている(**יִשְׁמָעֵל**)」。

<民数記 20 章 1、20、28 節>

- 1: イスラエルの人々、その共同体全体は、第一の月にツィンの荒れ野に入った。そして、民はカデシュに滞在した。ミリアムはそこで死に、その地に埋葬された。
- 20: 主はモーセとアロンに向かって言われた。「あなたたちはわたしを信じることをせず

⁸ オルソン、前掲書、217 頁

⁹ 前掲書、221 頁

(לֹא־הָאֱמָנָתָם)、イスラエルの人々の前に、わたしの聖なることを示さなかった。それゆえ、あなたたちはこの会衆を、わたしが彼らに与える土地に導き入れることはできない。」

28: モーセはアロンの衣を脱がせ、その子エルアザルに着せた。アロンはその山の上で死んだ。

民数記 20 章 1 節のミリアムの死に関する報告は、本来の物語の文脈にはないものであり、意図的に 20 章の文脈に挿入されたものだろう。¹⁰ つまり、モーセ、ミリアム、アロンの物語で始まった荒野の旅の物語が、同じ登場人物による 20 章の物語で一つの区切りがなされているのであるものと考えられる。

民数記 11-20 章 1-13 節および 22-29 節と民数記 20 章 14-21 節および 21 章-25 章という区分の根拠となるもう一つの要素は「旅程」である。民数記 20 章 21 節と 21 章 4 節は、エドムの王が自国の領土を通過することを拒否したことにより、イスラエルの民がエドムの領土を迂回し、紅海の道を経由して北上するルートを示している。しかし、このルートは、カデシュからエドムの領域を通過して北上するルートを示す民数記 33 章 37 節の旅程と大きく矛盾する。

また、新しい世代のイスラエル人がネゲブに住むカナン人に勝利を収めたという記述(21 章 1-3 節)は、エドム領を東に迂回するという JE のルートに大きく矛盾するだけでなく、P の旅程においても、何の貢献も果たさない物語である。

多くの学者は、この旅程の矛盾は資料の違いによるという曖昧な説明に終始する。¹¹ しかし、民数記の不自然な旅程に意図があるという前提に立ち、その動機を推測するならば、解決の鍵を P による民数記 13 章のカデシュに関する地理的偽装に見ることが出来る。民数記 13 章において、JE は、イスラエルの滞在地を「パランの荒野」と明言している。

<民数記 13 章 3 節>

モーセは主の命令に従い、パランの荒れ野から彼らを遣わした。

ところが、P はイスラエルの滞在地を「パランの荒野のカデシュ」としている。

<民数記 13 章 26 節>

パランの荒れ野のカデシュにいるモーセ、アロンおよびイスラエルの人々の共同体全体のもとに来ると、彼らと共同体全体に報告をし、その土地の果物を見せた。

しかし、カデシュという場所はパランの荒野ではなく、ツィンの荒野にあり、そのこ

¹⁰ Ursula Rapp, “Mirjam: Eine Feministisch-Rhetorische Lektüre Der Mirjamtexte in Der Hebräischen Bibel. BZAW 317”, Berlin: Walter de Gruyter, 2002. P.233

¹¹ R. ドゥ・ヴォー著、西村俊昭訳、『イスラエル古代史 — 起源からカナン定着まで』、日本基督教団出版局、1977 年、768 頁

とは他の祭司資料の中で明示されている(20 章 1 節、33 章 36 節、34 章 3-4 節)。にもかかわらず、出エジプトの世代と出エジプトから 40 年を経た世代(20 章 1 節、33 章 38 節)は、双方ともにカデシュに滞在する。厳密に言えば、P が二つの世代をカデシュに強引に滞在させるのである。

そして、21 章の冒頭で、ホルマにおけるアラドのカナン人との戦いに関する物語が登場するのも、出エジプトの世代と 40 年の旅を経た世代とを対比するためである。民数記 14 章 15 節にも、イスラエルの不忠実による敗北の象徴としてホルマと言う地名が登場する(図 2)。

図 2

民数記 14 章 45 節	民数記 21 章 1-3 節
14:45 山地に住むアマレク人とカナン人は山を下って彼らを撃ち、 <u>ホルマ</u> まで来て彼らを破った。	21:1 ネゲブに住むカナン人、アラドの王は、イスラエルがアタリムの道を進んで来ると聞き、イスラエルと戦い、捕虜を引いて行った。 21:2 イスラエルは主に誓いを立てて、「この民をわたしの手に渡してくださるならば、必ず彼らの町を絶滅させます」と言った。 21:3 主はイスラエルの言葉を聞き入れ、カナン人を渡された。イスラエルは彼らとその町々を絶滅させ、その名を <u>ホルマ</u> (絶滅) と呼んだ。

この 14 章の旅程と対比するときのみ、21 章 1-3 節の物語はその存在意義を発揮する。

P が 21 章 1-3 節をこの場所に挿入した編集者であることは、33 章 40 節の旅程において決定的である(図 3)。¹²

図 3

民数記 21 章 1 節	民数記 33 章 40 節
21:1 <u>ネゲブに住むカナン人、アラドの王は</u> 、イスラエルがアタリムの道を進んで来ると聞き、イスラエルと戦い、捕虜を引いて行った。	33:40 <u>カナンの土地のネゲブに住むカナン人の王アラドは</u> 、イスラエルの人々が進んで来るのを聞いた。

¹² Baruch A. Levine, “Numbers 1-20 The Anchor Yale Bible Commentaries”, Yale University Press, 1993, p.60

エジプトを脱出した世代の旅は、カデシュから始まったのである。その旅の始まりは、ホルマにおける敗北だった(民 14 章 45 節)。そして、40 年の旅を経て、新しい世代はまたカデシュから最後の旅を始める。祭司的編集者は、アロンの死に関する記事(20 章 22-29 節)を挿入し、第一世代の終わりを印象付ける。¹³ さらに、祭司的編集者は、カデシュからの出発の前にホルマでの戦いの記事を挿入する。¹⁴ 神への全き献身を意味する「ヘレム הָרַחֵם」に由来する原因譚を記録することで、このホルマでの勝利は神への忠実によってもたらされたものであることを強調する。

祭司的編集者の不自然な旅程の動機が、出エジプトの世代と 40 年の旅を経た世代との対比であると考え、民数記 20 章 21 節と 21 章 4 節で提示されているエドム領を迂回し、紅海の道を経由して北上する、P のルートに大きく矛盾するルートを挿入する理由も見えてくる。14 章 25 節では、強力なアマレク人とカナン人を避けて、カデシュから紅海(エラト湾)の方へ迂回するように命じられる。これは、エドム領を迂回して紅海を経由するルートと合致する。¹⁵

つまり、民数記における不自然な旅程の提示や、カデシュの地理的偽装の動機は、エジプトを脱出した世代と、荒野における 40 年の旅を経た世代とを対比させるためであると考えられる。従って、エドムを迂回するきっかけとなる 20 章 14 節-21 節の物語が、11-25 章の展開地点と考えることが出来る(図 4)。

図 4

11 章-20 章 13 節	20 章 14 節-25 章
13 章：イスラエルの滞在地 <u>バランの荒れ野のカデシュ</u>にいるモーセ、アロンおよびイスラエルの人々の共同体全体のもとに来ると、彼らと共同体全体に報告をし、その土地の果物を見せた。(26 節)	20 章：イスラエルの滞在地 イスラエルの人々、その共同体全体は、第一の月に<u>ツィンの荒れ野</u>に入った。そして、民は<u>カデシュ</u>に滞在した。ミリアムはそこで死に、その地に埋葬された。(1 節)
14 章：ルートの変更 今はアマレク人とカナン人とがあひの平野に住んでいるから、向きを変え、明日、<u>葦の海の道</u>を<u>通</u>って、荒れ野に向けて出発しなさい。(25 節)	ルートの変更 エドム人はこのように、自分の領土をイスラエルが通過することを許さず、イスラエルは迂回しなければならなかった。(21 節)

¹³ Levine、前掲書、p61

¹⁴ ドゥ・ボー、前掲書、733 頁

ドゥ・ボーは、21 章 1-4 節は、地理的文脈(民 20 章 22-29 節、21 章 4 節)から外れていると指摘している。

¹⁵ ドゥ・ボー、前掲書、768 頁

彼らはホル山を旅立ち、エドムの領土を迂回し、葦の海の道を通って行った。
(21 章 4 節)

ホルマでの敗走

山地に住むアマレク人とカナン人は山を下って彼らを撃ち、ホルマまで来て彼らを破った。(45 節)

21 章：ホルマでの勝利

主はイスラエルの言葉を聞き入れ、カナン人を渡された。イスラエルは彼らとその町々を絶滅させ、その名をホルマ（絶滅）と呼んだ。(3 節)

以上のことから、民数記 11-25 章のユニットにおける構造分析をするにあたって、民数記 11-20 章 1-13 節、22-29 節と民数記 20 章 14-21 節、21 章 25 章という区分を提案する。前者を区分 A とし、後者を区分 B とする。つまり、この論文において議論する民数記 21 章 4-9 節の物語は、区分 B に属することになる。

3. 民数記 21 章 4-9 節の青銅の蛇と列王記下 18 章 4 節のネホシュタンについて

民数記 11-12 章と 21 章 4-9 節との文学的対応関係を検証する前に、21 章 4-9 節に見られる青銅の蛇と、列王記下 18 章 4 節で言及されるネホシュタンとの関係について整理しておきたい。

R.H.Hall は、ヒゼキヤが砕いた蛇が、エジプトを脱出したイスラエルの民によってもたらされた像と同一のものであるという立場をとる。¹⁶ しかし、モーセが造った青銅の蛇と、エルサレム神殿に安置されていたネホシュタンとの間には 500 年もの時間が経過している。その間、聖書のテキストが、この蛇について言及したことは一度もない。また、ソロモンが神殿を建築する際、おそらくは契約の箱は新しく作り直されているだろう。ケルビムの翼部分だけでも、モーセらが造った契約の箱のサイズよりも大幅に大きくなっており、その担ぎ棒は至聖所からはみ出しているのである(列王上 6 書 24-25 節、8 章 8 節)。

Joines は、「ヒゼキヤがそれをモーセによるものであると信じていたなら、おそらくは蛇を破壊せず、代わりに、蛇に関して定着していた概念を修正しようとしたのだろう」としており、モーセの青銅の蛇と、ヒゼキヤが破壊した青銅の蛇とが同一のものであることに懐疑的な立場を示している。¹⁷

しかしながら、蛇の像が同一のものでなかったとしても、列王記下 18 章 4 節では、「イスラエルの人々は、このころまでこれをネフシュタンと呼んで、これに香をたいていたか

¹⁶ H. R. Hall, "The ancient history of the Near East, from the earliest times to the battle of Salamis", Methuen & Co., 1913, p.485

¹⁷ Karen Randolph Joines, "Serpent symbolism in the Old Testament: A linguistic, archaeological, and literary study", Haddonfield House, 1974, p.90

らである」として、ネホシュタンと民数記 21 章 4-9 節の伝承とを結びつけたことに基づく宗教的伝統があったと説明する。そうであるなら、民数記 21 章 4-9 節は、元来、イスラエルの歴史において、蛇の像を崇拝する宗教習慣があったことを示すものであったのかもしれない。

しかし、民数記21章4-9節と列王記下18章4節との蛇に関する儀式に注目するとき、両者に大きな差異があることに気づく。列王記下18章4節では、「イスラエルの人々は、こ…これに香をたいていた(קטר)」とある。קטרは、民数記において3回現れるが、「香をたく」という意味で用いられているのは17章5節のみである。¹⁸

<民数記17章5節>

これは、アロンの子孫以外の者が主の御前に近づき、香をささげて(לְהַקְטִיר קֶטֶר)はならないことをイスラエルの人々に思い起こさせるためであり…。

アロン以外の者が香をささげることを明確に禁じており、民数記26章61節において、そのアロンの血族であっても、香をたく行為を厳密に行わなければならないことを強調している。それにもかかわらず、「イスラエルの人々は、香をたいていた(הָיוּ בְנֵי־יִשְׂרָאֵל מְקַטְרִים)」(列王記下18章4節)という行為の原因となる伝承を、民数記が保存するだろうかということは甚だ疑問である。

また、列王記において、「香をたく קטר」の使用は、列王記上、下合わせて16回であり、そのうち9回は、「高き所 בְּמָה」との組み合わせによって用いられている。つまり、列王記において香をたくという宗教行為は、カナンの宗教に基づくものであると考えられる。¹⁹それは、即ち、豊穡を祈願するものであり、蛇に香をたく行為もまた、豊穡を祈願する行為を意味するものである可能性が極めて高い。

ところが、民数記21章6節では、「炎の蛇 הַנִּחָשִׁים הַשֹּׂרְפִים」が神によって遣わされたとされており、青銅の蛇は、この炎の蛇を模したものなのである。そして、セラフィムは、エジプトの宗教にみられる翼を持つuraeusに類する生き物であり、それは、王の存在を暗示する役割を果たす。²⁰ イザヤ書によれば、セラフィムは、王であるヤハウェを賛美することによって、ヤハウェの存在の確かさを暗示するだけでなく、神の贖いの代理人としての役割をも担っている(イザヤ6章4-7節)。これは、エジプトのuraeusの特徴には見られない役割である。²¹ 即ち、セラフィムが、神の贖いの業の代理人としての働きをなすことは、

¹⁸ קטר は、他に民数記 5 章 26 節、18 章 17 節に見られるが、供儀を燃やして「煙にする」という意味で用いられている。

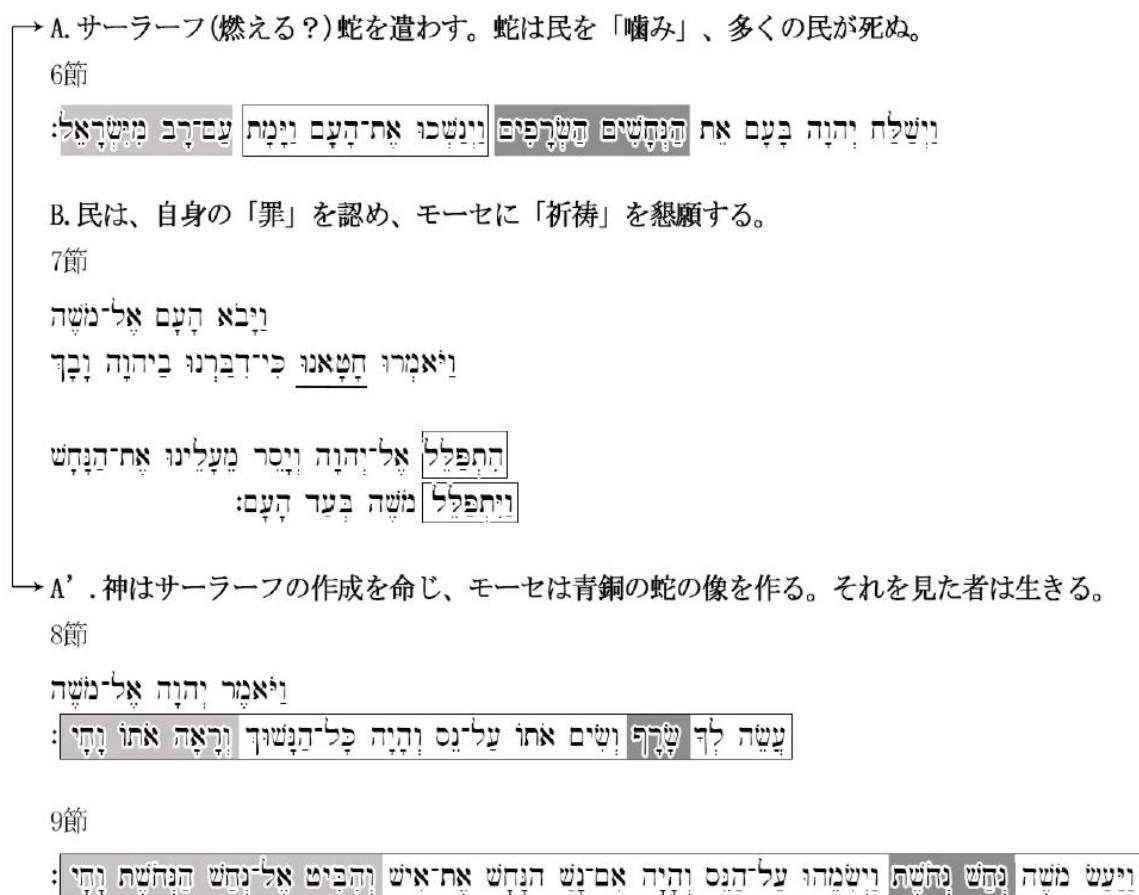
¹⁹ William Foxwell Albright, “Yahweh and the Gods of Canaan: An Historical Analysis of Two Contrasting Faiths”, Eisenbrauns, 1990, p.203-206

²⁰ K. R. Joines, “Serpent symbolism in the old testament”, Haddonfield House, 1974, p.52

²¹ 前掲書、54 頁

イザヤ書の特質であり、また民数記のセラフィムにおいても同様の特質が見られる。民数記21章4-9節におけるセラフィムもまた、神に抗うイスラエルの罪を清め、その命を贖う働きをなしている。そのことは、次に示す民数記21章4-9節の構造から見て取れる(図5)。

図 5



この構造から、A と A'に囲まれている B が物語の中心主題であることがわかる。即ち、民が自身の罪を認め、神に祈るようモーセに懇願するという行為に集中する構成となっている。そして、モーセの嘆願は、セラフィムを模した青銅の蛇によって応えられる。この青銅の蛇を見た者は生きる。即ち、セラフィムはイスラエルの罪を取り去り、その命を贖う機能を果たしているのである。

さらに、**הַנְּחָשִׁים הַשֶּׁרָפִים**はエジプトで用いられた王に仕える宗教的な生き物にその起源を持つと考えられる。²² エジプトにおいて *seref* とは、「空中を飛び交う蛇」という意味で、ラメセスVI世の墓の壁に記されている「門の書」には「燃えているもの」「炎の煌きを放つ顔」と呼ばれる蛇が登場することからも、この蛇は、「空を飛び燃えている蛇」であろう。

²² Joines, *ibid.*, p.43

²³ ヘブル語のשָׂרָפִים は、שָׂרַףが語源であると考えられることから、エジプトにおける「空を飛び燃えている蛇」と合致する。

De Vaux は、ツィンの荒れ野(20 章 1 節)から、エドムの地を迂回して「葦の海への道」²⁴ までの道中にあるメネイエという鉱山にある小さなエジプト人が建てた聖所にこの物語の起源を見る。この聖所には、一部を金で覆った銅の蛇が蒐集されている。この像は鉱夫たちが鉱山に生息する蛇の害を予防するご利益を得るための像であると考えられる。²⁵ 民数記 21 章 4-9 節の背景には、そういった蛇の銅像にまつわるエピソードがベースになっているのかもしれないが、物語の中心的主題は、その構造から見てわかるように「我らは罪を犯した חָטְאוּנוּ」「祈ってください הִתְפַּלֵּל」というイスラエルの民の嘆願である。そのことから、De Vaux が言うように、イスラエルの旅程の史実性を証明することが、この物語を民数記の中に取り込んだ動機であるとは言えないだろう。

Joinesは、「豊じょうのシンボルとしての青銅の蛇は、メソポタミアに由来するものであり、エジプトでは全体的に欠落しているように思える」²⁶と言及しており、やはり、民数記 21章の伝承が、カナンの宗教に基づく豊穡祈願のために香をたく行為を念頭に置いたものではないことは明白な事実である。

したがって、民数記21章4-9節が、列王記上18章4節のネホシュタンに香をたく宗教行為の根拠をもたらすことを目的とした物語ではないということを明言することが出来る。

4. 民数記21章4-9節と11-12章との文学的対応関係について

先の議論の中で示した民数記21章4-9節の構造の中心部Bにおいて2つのフレーズが強調されている。²⁷ その2つのフレーズとは即ち、「わたしたちは…罪を犯しました(חָטְאוּנוּ)」と「主に祈ってください(הִתְפַּלֵּל)」である。民数記において「罪を犯す חָטָא」が1人称の形で現れるのは、この個所と、12章11節、14章40節、そして、22章34節である。「祈る פָּלַל」は、民数記において、この個所と区分Aの冒頭である11章2節にしか現れない。

そして、この言葉は、続く「モーセは民のために主に祈った (וַיִּתְפַּלֵּל מֹשֶׁה בְּעַד הָעָם)」というフレーズによって強調されていることが見て取れる。そして、民数記11章は、民のつぶやきに対して「主の火 אֵשׁ יְהוָה」が燃え上がり、宿営の端を焼き尽くす。民数記21章も、民のつぶやきに対して神の裁きの炎である「炎の蛇 הַנָּחָשִׁים הַשָּׂרָפִים」が遣わされ、イスラエルの宿営に神の裁きをもたらす。

²³ ibid., p44

²⁴ 申命記 2 章 8 節によると、「エイラトとエツヨン・ゲベル」、即ち、アカバ湾の紅海に通じる道である。

²⁵ ドウ・ヴォー、前掲書、768 頁

²⁶ 前掲書、91 頁

²⁷ A. 民数記 21 章 4-9 節の青銅の蛇と列王記下 18 章 4 節のネホシュタンについて、図 1 を参照せよ。

マナに関するつぶやき、一人称での「罪を犯す חָטָא」、モーセが「祈る פָּלַל」と「火 אֵש」が鎮まり、「炎の蛇 הַנִּחָשִׁים הַשֶּׁרֶפִּים」は民に命をもたらす贖いのしるしとなる。このように、民数記11-12章と民数記21章4-9節は、区分A、区分Bの冒頭部分において、数多くの文学的対応関係を示す。

両者の対応関係を示すもう一つの証拠がある。民数記21章9節で、民は、モーセが掲げた青銅の蛇を民が「仰ぐ נָבַט」のだが、この言葉は、民数記の中では、ここ以外では12章8節における「モーセは神のテムナーを仰ぎ見る נָבַט」という一文の中に現れるのみである。

民数記 21 章 4-9 節の構造によれば、炎の蛇は、イスラエルが自身の罪を知る(חָטָא)ためにヤハウェによって遣わされるのであり、モーセは罪を告白するイスラエルを取りなすために「祈る פָּלַל」のである。イスラエルの罪を裁く炎は、その炎を「仰ぎ見る נָבַט」とき、罪を浄化し、イスラエルに命をもたらすための贖いの業を実現するのである(21 章 9 節)。

「主の炎 אֵשׁ יְהוָה」(民 11 章 6 節)がこの炎の蛇に対応関係にあるということは、次のような神学的な意味を持つと考えられる。即ち、「主の炎 אֵשׁ יְהוָה」は、不平を言うイスラエルに対して裁きをもたらす炎であると同時に、その罪を焼き清め、彼らが再びヤハウェの聖性を現わす者となるための炎なのである。アロンは、「わが主よ。どうか、わたしたちが愚かにも犯した罪(חַטָּאת)の罰をわたしたちに負わせないでください。どうか、彼女を、肉が半ば腐って母の胎から出て来た死者のようにしないでください」とモーセに嘆願する。モーセは、その身に死の穢れを負ったミリアムのためにとりなすと、ヤハウェは、7 日間の清めの期間を設け、ミリアムを宿営の外に出す(12 章 14 節)。このヤハウェの命令に従い、7 日間の清めの期間を経るとき、ミリアムが宿営の中に戻るとき、彼女はその穢れが神によって取り除かれたことを体験するのである。

ヤハウェの炎とミリアムの身体的状態とが文学的に結び付けられていることは、民数記 11-12 章の言葉遣いによっても明らかである。

<民数記 11 章 1 節>

主の火が…宿営を端から焼き尽くそうとした(וַתֹּאכַל בִּקְצָהּ הַמַּחֲנֶה)。

<民数記 12 章 12 節>

どうか、彼女を、肉が半ば腐って(וַיֹּאכַל חֲצִי בָשָׂר)母の胎から出て来た死者のようにしないでください

つまり、区分 A における主の炎、区分 B の炎の蛇は、双方ともイスラエルを滅ぼすためのものではなく、彼らが神の聖性を現わす者として生きるためのものなのである。

そして、この神からの炎によって始まる区分 A と区分 B は、双方とも人口調査のユニットと関連付けられている。私は、この構造が、神からの炎によって神の聖性を現わすことに命を見出し、神を仰ぎ見る時にのみ、イスラエルは聖なる陣営を構成する民として、ま

た約束の地を受け継ぐものとして数えられるという神学的主題を指し示すものであると考える。

5. 結論

したがって、民数記 21 章 4-9 節は、De Vaux が言うように、イスラエルの旅程の史実性を示す資料を単純に民数記の中に収録したというものではない。この物語は、民数記の神学的主題を際立たせるために、文学的意図をもって配置されているのである。

民数記の文学的構成によって示された神は、一貫して炎をもってイスラエルを裁く。しかし、その炎は、神に不従順な者に対する復讐の炎ではなく、イスラエル自ら自身の罪に気づき、悔い改めを促すための清めの炎なのである。

これらのことから、Olson が主張するような先の世代が不従順で、後の世代が従順だという構図は確認できない。²⁸ 地理的な要素をもって、2 つの世代が対比される構成となっており、どちらの世代も食物のことで神につぶやき、神の炎をもってその罪が明らかにされるのである。そして、区分 A と区分 B における民数記の文学的構造が強調している点は、その炎をもたらす神が、聖なる命を与える神であることをイスラエルが信じるかどうかなのである。

そして、ヤハウェが聖なる炎をもって命へと導く神であることをイスラエルの民に示す人物は、モーセである。区分 A において、神の炎がイスラエルを食らい尽くす中、民は自身の罪を認め、モーセに執り成しを嘆願する。また、区分 B の冒頭の民数記 21 章 4-9 節においても、イスラエルの民のつぶやきに対して、炎の蛇がイスラエルに噛みつく。おびただしい数の死者が出る中、民はモーセに執り成しを嘆願する。そして、モーセが祈ると、必ず贖いの方法が示される。

民数記 11-12 章では、モーセがヤハウェに執り成すとヤハウェの炎は鎮まる(民 11 章 2 節)。また、ミリアムは、モーセの執り成しによって肉が半ば腐って母の胎から出て来た死者のような状態から回復され、7 日間の特別な清めの期間を設けられ、その後、宿営に戻ることが出来た(民 12 章 14 節)。民数記 21 章 4-9 節では、ヤハウェは、イスラエルの民に向かってモーセが掲げるセラフィムを模した青銅の蛇を「仰ぎ見る נָבַט」ようにと命じる。

このように、民数記 11-12 章と民数記 21 章 4-9 節との対応関係から、イスラエルは、このモーセの掲げる青銅の蛇を通してヤハウェの תְּמוּנָה を見ていると言うことが出来るだろう。イスラエルの民は、モーセの掲げるヤハウェの炎を模した青銅の蛇を仰ぎ見るとき、「生きた יָחַי」のである(民 21 章 9 節)。

モーセがヤハウェの תְּמוּנָה を仰ぎ見る(נָבַט)ように、イスラエルの民が、裁きの炎をもたらすヤハウェが、聖なる命を与える神であると信じ、その炎の蛇を仰ぎ見る(נָבַט)とき、彼らは生きるのである。

²⁸ Olson, *ibid.*, p.118-120

したがって、次のように言うことが出来る。即ち、モーセが掲げる青銅の蛇とは、モーセが仰ぎ見る「ヤハウエの תְּמוּנָה」である。この青銅の蛇によって示される主の תְּמוּנָה によっては、イスラエルは、裁きの炎によって聖なる命をもたらす神を知るのである。つまり、民数記 21 章 4-9 節は、民数記の重要な神学的主題を示すうえで、重要な鍵となる物語なのである。

* この論文は『伝道と神学』No.12, 東京神学大学総合研究所、2022 年、177-195 頁に掲載されたものを、一部訂正の上、公表するものである